

督する厳格な行政体制は確立していない。

表 4.4.15 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
親会社・子会社間の協定書	商品・サービス内容と料金体系を定義したもの

④税関規則

税関法によれば、輸入若しくは輸出に当たり、税関総局に登録した個人または法人の荷主や荷受人のみ、輸出入の税関申告を直接または委託業者による代理で提出することができる。

HS コードを付記するとともに、貨物を同定するための参考情報を提供することが求められるが、税関は内容に齟齬を発見した場合に記述を是正する⁵⁶。

輸入、通過、または輸出する際には検疫が必須であり、合格した場合は検疫証明書が発行され、不合格の場合は受入拒否か廃棄が求められる⁵⁷。輸出入用に検疫申請時には、検疫申請書、国内輸送用若しくは他国の植物検疫証明書、原産地証明書、送り状（インボイス）やその他の関連証明書類を提出する必要があるが、不備がある場合には貨物の返送または破棄が求められる。

ワシントン条約附属書 I⁵⁸の記載種や未特定新種の輸出入を禁止しており、科学調査、繁殖や栽培、文化交流を目的とする場合や、その他附属書の記載種については、絶滅危惧野生動植物輸出入管理事務所の承諾を経て可能となる。

ワシントン条約の記載種を含む野生生物の輸出入に当たっては、野生生物輸出入許可制度が適用され、同管理事務所が全国統一様式で発行する輸出入許可証と種識別証の提出が求められる⁵⁹。

なお、同一の事業者が素材を輸入して、そのまま加工輸出する場合は、輸入の際に免税措置がなされる。

表 4.4.16 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
対外貿易経営者届出登記表	代理申告委託業者を含む
植物検疫証明証	
種識別証	

⁵⁶ 中华人民共和国海关进出口货物商品归类管理规定
(<http://shijiazhuang.customs.gov.cn/publish/portal171/tab2315/module61454/info124780.htm>)

⁵⁷ 中华人民共和国进出境动植物检疫法 (http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/2000-12/05/content_5004560.htm)

⁵⁸ Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora
(<https://www.fws.gov/le/pdf/CITESTreaty.pdf>)

⁵⁹ 中华人民共和国濒危野生动植物进出口管理条例
(<http://en.pkulaw.cn/display.aspx?cgid=76514&lib=law&EncodingName=gb2312>) 及び野生动植物进出口证书管理办法 (http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=445636)

Customs Declaration Registration Approval Certificate
对外贸易经营者备案登记表

备案登记表编号: 00841088 进出口企业代码: 1100100009512

经营者中文名称	Company name		
经营者英文名称	S		
组织机构代码	100009512	经营者类型 (由备案登记机关填写)	国有企业
住所			
经营场所(中文)			
经营场所(英文)			
联系电话	59518667	联系传真	59518636
邮政编码	100861	电子邮箱	zhul@csenc.com
工商登记注册日期	1999-9-22	工商登记注册号	Business registration code

依法办理工商登记的企业还须填写以下内容

企业法定代表人姓名	周文明	有效证件号	450403194408280919
注册资金	贰仟零肆拾玖万元	(折美元)	

依法办理工商登记的外国(地区)企业或个体工商户(独资经营者)还须填写以下内容

企业法定代表人/ 个体工商户负责人姓名	有效证件号		
企业资产/个人财产	(折美元)		

备注
英文名称变更, 旧证号: 00621165

填表前请认真阅读背面的条款, 并由企业法定代表人或个体工商户负责人签字、盖章。



Seal of issuing authority

別枠により囲んだ箇所は、上から順に、題名、事業者の名称、社会信用番号、発行当局の印章
主な確認点：

- ・事業者の名称は、営業許可証の記載のものと一致しているか
- ・社会信用番号は、営業許可証の記載のものと一致しているか
- ・その他の事業者情報は、営業許可証の記載のものと一致しているか

図 4.4.14 对外贸易经营者届出登記表のイメージ

⑤CITES (ワシントン条約)

森林法および野生植物保護条例により、希少または絶滅危惧種の野生生物の保護について定めており、ワシントン条約記載種についても適用している。

そのうち森林法は、県級以上の林業当局に、希少で保護価値の高い生物種を有する森林を含む様々な森林生態系において、自然保護区を設立するとともに、自然保護区外において発生する同様の生物種についても、保護対策を講じることを義務付けている。伐

採や採集には、県級林業当局の許可が必要である。

野生植物保護条例は、野生植物とその生息域の保護を定めており、いかなる個人や組織も、違法に採集や生息域の破壊をしてはならないとしている。

全国区の第一級指定種は取引を認めず、同第二級指定種は県級の野生生物保護当局による承認を経て、その監理の下で取引が認められる。

全国区の重要保護指定種やワシントン条約記載種の輸出については、県級野生生物保護当局による検査の後、国家当局に提出して承認を得て、その後にワシントン条約の管理当局である絶滅危惧野生動植物輸出入管理事務所への輸出許可証の取得申請が必要となる。申請情報は、環境保護部に共有される。

なお中国において、ワシントン条約附属書Ⅲの記載樹木種は生息しないが、特筆すべきものとして、付属書Ⅱの少なくとも以下の樹木種が自生している。

- ・ *Aquilaria: spp, grandiflora, sinensis, yunnanensis*
- ・ *Taxus: chinensis, cuspidate, fauna, sumatrana, wallichiana*

⑥ デュー・ディリジェンス/デュー・ケア

中国においては、中国向けに木材の輸入等を実施する事業者を対象とした、デュー・ディリジェンスまたはデュー・ケアに係る法的要求は存在しない。

ただし、実際に、欧米豪の各種木材規制に対応する必要がある欧米系木材取扱事業者の多くは、上述の各種法令が必ずしも TLAS のように合法性を保証しているわけでないことから、国産材・輸入材共に、自主的にサプライチェーンを遡上調査してリスク評価及び低減を図っている。その基本的な手法として、取得申請に多数の提出書類を要する主要な書類を中心に、それらに記載された識別番号から紐付けされた事業者を特定して、サプライチェーンを辿りながら関連書類を要求していくことが一般的である。その上で、信憑性に何らかの不安がある場合に、それを補完するため、その他の関連書類を要求することがある。その過程で、事業者や場所・日付等に整合性のある連鎖が存在することを確認するとともに、一貫して同一の樹種であり、伐採許可量より少ないはずの伐採量が、産業工程の川下になるほど、立米数や個数において、目減りしていくことを確認する。その際に、省又は県別のリスク評価を実施しておいて、高リスク地域とされた箇所を重点的に調査することで、合法性確認の効率化を図っている。

また、森林認証材を利用することで、情報収集の一助としている。同時に、合法性を内包する持続可能性を担保する、包括的な森林管理または供給連鎖管理の基準として、第三者性を取り入れながら様々なリスクを低減することに、補完的に利用している。他にも、サプライヤーにもデュー・ディリジェンスを要求することで、合法性確認のための負担を分担することも一般的となっている。詳細については、本章冒頭に紹介した現地の木材取扱事業者によるサプライチェーン管理のケーススタディを参照されたい。

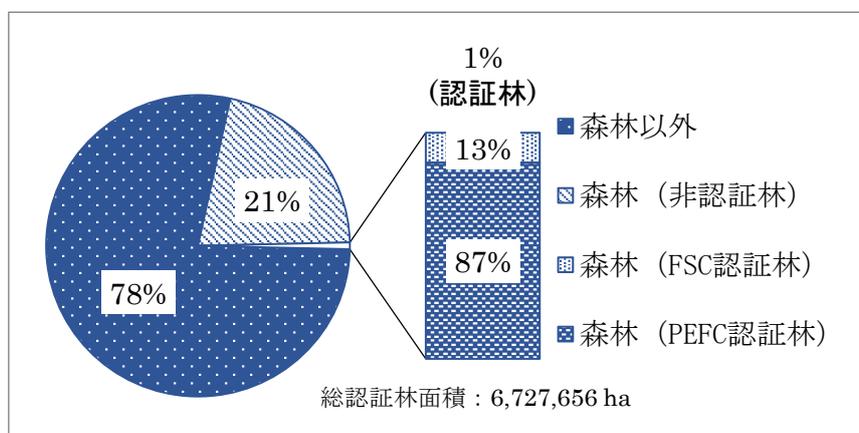
4.4.3 森林認証制度

1) FM 認証及び国産認証材の普及概況

FM 認証については、取得面積が拡がりつつあるものの限定的で、認証材の所有形態としては、主に国有林が大多数を占める。

地域分布として、特に東北森林区の国有林経営部門の天然林や人工林、東南沿海地方の国有林場や企業所有のプランテーションなどを主体に、中国全土の主な森林地帯に分布する。

しかし、これらの天然林における伐採を原則的に禁止しているため、認証材の国内生産量は非常に限定的である。そのほとんどは、CoC 認証を取得した欧米系の家具メーカーや外資系製紙会社が、輸出向けに購入している。結果として、利用可能な国産認証材の量は極めて少ない。



※国土面積及び森林面積は2014年推定値、FSCは2017年2月時点、PEFCは2016年12月時点。
※FSC及びPEFCの認証面積は重複する場合がある。CFCSの認証面積は公表されていない。
※香港、マカオ、台湾は除外する。

図 4.4.15 中国の国土に占める森林と認証林の割合

各種森林認証制度の歴史的経緯としては、FSC および PEFC が、最初に国有林を中心として普及していた。

一方で、2001年より国家認証監督委員会の指導の下、国家林業局は独自の森林認証制度である Chinese Forest Certification Scheme (CFCS) の設立を推進した。

2003年に、認証機関の活動を許可制とする認証許可条例を制定したことで、事実上はCFCSを中国国内における認証活動を法的に保障した唯一の認証制度とした。

これを受けて、しばらくの間は、FSC および PEFC の認証活動を事実上黙認していたものの、2010年になり活動停止を命令した。

しかし、2014年にPEFCと相互承認をしたことで、間接的に認証活動を保障されたPEFCの認証面積が、企業植林を中心に急激に増加した一方で、それまで多数派であったFSCの認証面積が急速に減少した。

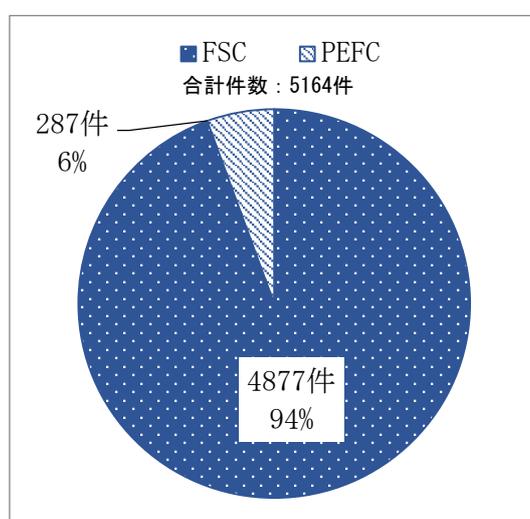
なお、2017年末現在では、FSCも認証活動が法的に保障されている。

2) CoC 認証の普及概況

欧米豪の違法伐採材の輸入規制を契機に、それら各国の輸入事業者を中心として、情報の収集やリスク評価の補助ツール、またはリスク低減を効率的に実施するための外部委託や第三者性確保のツールとして、CoC 認証を利用するケースが爆発的に増加している。

各種森林認証制度の普及概況としては、FM 認証とは対照をなして、FSC の取得件数が圧倒的に大多数を占めており、PEFC および CFCS は未だ限定的である。

下表に含まれていないが、中国本土以外に、特に香港を拠点とする歴史ある英国系の大財閥や、その他の外資系企業、紙印刷需要のある金融セクター等により、CoC 認証が取得されている。



※FSC は 2017 年 2 月時点、PEFC は 2016 年 12 月時点
※CFCS の認証件数は公表されていない
※香港、マカオ、台湾は除外する

図 4.4.16 中国における CoC 認証の取得状況

4.4.4 その他の関連情報

1) 中国木材合法性確認システム (CTLVS)

中国政府は林業・木材業界と共同で、自主的な参加を前提とした CTLVS を開発中であり、政策、ガイドライン等のツールや基準の開発、推進グループの設立が進行している⁶⁰。

主に国家林業局が、CTLVS により、事業者のガバナンスを段階的に強化すると同時に、将来的に施行予定の輸入材の取扱を中心とした法的要求事項を、結果として事業者が遵守し易くなるための予備体制作りを目指している。

中国国内のみならず、他国の合法性や透明性の要求を満たすことで、国際的な市場地

⁶⁰ EU FLEGT Facility. 2017. Briefing: Introduction to China's Timber Legality Verification System. (<http://www.euflegt.efi.int/es/publications/introduction-to-china-s-timber-legality-verification-system>)

位を確立することを目的の一つとしている。

日英国際森林投資・貿易連携（InFIT）と中国林科院による支援により、中国林産工業協会（CNFPIA）が2017年9月に、CTLVSの基本指針となる「中国木材合法性認定基準」を策定・公表した。これは森林管理と流通連鎖管理における要求事項を定義したものであり、国産材だけでなく輸入材も対象としている。基準を満たした認定事業者に、その取扱商品に認定ラベルを添付することを許可するものである。

自主参加を原則とした制度ではあるが、国家林業局はその取得を主要業界団体に奨励する政策を将来的に展開する予定である。中国の木材および木材製品の輸出入事業者のうち8割程度が、奨励対象予定のCNFPIAと中国木材・木材製品流通協会（CTWPDA）の両組織に属することから、基準が適切に運用され普及した場合は、世界の木材市場に多大な影響を及ぼし得る。

また同時に、InFITの支援の下、国家林業局は木材取扱事業者の合法性確認に係るツールキットを開発して能力開発に取り組んでいる。具体的には、デュー・ディリジェンス・システムや調達基準の構築、サプライチェーンマップの作成、リスク評価や管理といった各種方策のための手引き、テンプレート、ツールである。

このツールを普及するため、中国林科院は、国家林業局林産品国際貿易研究センター（CINFT）の管理下に、中国責任林産品貿易投資連盟（RFA）を設立した。

RFAは会員企業に、他国の木材規制への対応支援や、会員が独自設定した合法性基準やデュー・ディリジェンス・システムの試行テスト、そしてその運用訓練等を提供している。

また、中国から木材を輸入している諸外国の主要な事業者に、会員の能力開発のための支援を要請することで、売り手と買い手としての関係を構築しながら、合法性を担保したサプライチェーンを実践的に共同構築することを促進している。

これらの会員各自のデュー・ディリジェンス・システムを評価して等級付け、その会員情報をデータベース化して公開している。これにより、模範的な優良事例を広く紹介しながら、会員間の情報交換や交流を促進するなど、合法的な事業に取り組む企業間のネットワーキングを図っている。

現在、他国において林業・木材産業を展開して中国に輸出する中国系企業が急激に増加しているため、RFAは、これらの事業者も対象として、同様の取組を実施している。具体的には、他国における持続可能な育林、森林管理・利用、貿易・投資等についての各種ガイドラインを作成して提供している。活動する対象国ごとの関連法令や環境・社会配慮事項等を整理した国別手引書も発行しており、モザンビーク版が既に完成した。現在、ガボン、ガイアナ、ミャンマー版が開発中である。

2) 生産国・加工貿易国・消費国による合法性確認のための国際連携

2009年にEUと中国は、二国間調整メカニズム（Bilateral Coordination Mechanism）を開始した。

FLEGT-VPAに参加する東南アジアおよびアフリカ諸国等の生産国から中国

に輸入される木材や、更に加工されて EU 域内に輸出される木材の合法性証明の制度確立を目指して、EU と中国の主導の下に、生産国を含む 3 者間の情報交換や人材育成などを実施している。

表 4.4.17 二国間調整メカニズムの関連機関と主な活動

二国間調整メカニズム (Bilateral Coordination Mechanism)		
広域行政・国家	欧州連合	⇔ 中国
担当局	欧州委員会環境総局	⇔ 中国国家林業局
研究機関	欧州森林研究所 FLEGT 基金中国事務所	⇔ 中国林業科学院
主な活動： <ul style="list-style-type: none"> ・大学・研究機関間の連携による東南アジア・アフリカの生産輸出国の情報収集 ・研究機関の協働で関連情報発信サイト Common Information Window を公開 ・インドネシア・中国・欧州の三者間の情報交換・調査団派遣 →FLEGT ライセンス材の中国木材合法性確認制度 (CTLVS) における利用検討 ・国際 NGO との連携でアフリカの VPA 参加国の各種利害関係者を中国に招聘 ・中国の対外投資家のために、合法性の責任ある投資活動のガイドライン作成 ・中国の政府役人を含む各種利害関係者の能力開発など 		

4.5 ペルー

4.5.1 木材等の生産及び流通の状況

1) 森林管理及び木材生産・消費の現況

FAO (2015) によると、ペルーの森林面積は 7.4 千万 ha に及び、陸地面積の 57.8% を占める。その内、天然林、または天然更新により成立した森林が約 7.28 千万 ha を占め、中南米ではブラジルに次ぐ森林面積を有する。主要な森林タイプはアマゾン地域の湿潤熱帯林であるが、沿岸部、山間部及び内陸部には乾燥・半乾燥林も分布する (ITTO, 2011)。残りの 120 万 ha は、植林地であり、そのほとんどが、アマゾン地域の外側のアンデス地域に分布する。またペルー経済を支える鉱山はアンデス山脈の 2,000m~4,000m の地帯に分布しており、国土の南半分で特に鉱業が盛んである。

森林面積の約 82.5% が公有地であり、政府機関が永続的生産林 (Bosques de producción permanente: BPP スペイン語略称) や自然保護地域 (Áreas Naturales Protegidas: ANPs スペイン語略称) として管轄する。永続的生産林は森林面積の約 12%、自然保護地域やその他の保全地域内に分布する森林は 22% を占め (FSC Peru, 2017a)、先住民族や地域コミュニティが集団的に所有する森林は約 21% だと推定される (FAO, 2015)。一方で、陸地面積の約 27% が未区分であり (Comisión Multisectorial, 2015)、森林資源の持続的利用を妨げている。

Traffic (2014) の報告によると、ペルーには約 250 の製材所、14 の合板工場、6 のベニヤ工場、50 の梱包資材製造工場、600 以上の家具・ドア・窓枠製造工場、10,000 以上の木材加工小規模企業が存在する。木材製品の拠点として、プカルパ (ウカヤリ州)、イキトス (ロレート州)、プエルト・マルドナード (マドレ・デ・ディオス州) が挙げられる。

木炭・薪を除いた主要木材製品の生産量は丸太がもっとも多いが、その 99% 以上が国内で消費される (表 4.5.1)。輸出される木材製品で最も多いのが製材である。2014 年の製材の生産量は 69 万 m³ であり、54% が海外に輸出された。

表 4.5.1 ペルーの木材製品別の生産・輸入・国内消費・輸出量 (2014 年)

木材製品	生産量 (1000m ³)	輸入量 (1000m ³)	国内消費量 (1000m ³)	輸出量 (1000m ³)
丸太	1,564	1	1,562	3
製材	690	122	437	374
ベニヤ	8	0	6	3
合板	88	49	116	20

出典: European Timber Trade Federation (2017)

天然林由来の木材はそのほとんどが海外への輸出用である。天然林由来の輸出用樹種として、Cumula (*Virola spp.*)、Tornillo (*Cederlinga catenaeformis*)、Lupuna (*Chorisia integrifolia*)、Cedro (*Cedrela odorata*)、Big-leaf Mahogany (*Swietenia macrophylla*)、Bolaina

(*Guazuma spp.*)、Capirona (*Calycophyllum spruceanum*) が挙げられる。OSINFOR (2016) の報告によると、2015年に調査した輸出木材の71%が Cumula (*Virola spp.*) であった。また主要な木材プランテーション用樹種として Queuña (*Polyepis spp.*)、Alder (*Alnus acuminata*)、Marupa (*Simarouba amara*)、Pashaco (*Parkia velutina*)、Southern Blue Gum (*Eucalyptus globulus*)、Pino (*Pine spp.*)、Bolaina (*Guazuma spp.*) が挙げられる。

2) 木材貿易の現況

ペルーは輸出促進のため米国や中国等、様々な国と自由貿易協定 (FTA) / 経済連携協定 (EPA) を締結した¹。2011年～2015年の間の木材製品輸出は、年間平均で総輸出総額の0.7%であり、その割合は大きくない。ペルーの木材輸出は2008年にピーク (219百万米ドル) を示した。2015年にアメリカ向けの輸出木材の違法材が問題となり、輸出量は大きく減少し、2016年は129百万米ドルであった²。

米国への輸出が減少する一方で、中国への輸出は増加傾向にある。FSC (2017a) によると、木材輸出先は、中国 (37%)、メキシコ (20%)、米国 (17%)、ドミニカ共和国 (6%) の順である。米国へは高級製材、中国へは床材が主に輸出され、メキシコへはベニヤが輸出される (EIA, 2012)。

ペルーでは、1972年から天然林由来の丸太の輸出は禁止されており、輸出木材製品で最も重要なのが熱帯林から生産される製材である。一方で、木材を家具等に加工して付加価値をつけ輸出する能力は非常に限られる (Oliver, 2013)。

表 4.5.2 木材製品ごと輸出額・量 (2015年)

木材製品	輸出額 (米ドル)	輸出量 (kg)	輸出量 (m ³)
製材	48.447.631,96	55.082.630,39	78.712,63
針葉樹	40.802,00	59.430,00	108,05
その他樹種	48.406.829,96	55.023.200,39	78.604,57
パーティクル・ボード、配向性 ストランドボード	1.241.552,18	1.514.784,26	2.285,86
パーケット、モールディング用 木材	70.837.768,70	65.328.781,18	87.105,84
針葉樹	1.044,86	1.652,64	3
その他樹種	70.836.723,84	65.327.128,54	87.102,84
ベニヤ材	10.753.335,18	8.129.781,70	12.507,36
木材家具	6.042.369,04	832.719,24	1.189,60
加工木材	6.568.280,38	2.944.550,88	4.206,50
木材シート	2.150.025,12	1.178.307,62	1.571,08
圧縮材	4.591.824,41	2.656.789,98	3.795,41
木炭	47.607,06	55.227,89	110,46
薪等	3.395,70	497,37	0,99

¹ 2017年11月時点において、ペルーは米国、カナダ、チリ、欧州連合 (EU)、中国、ホンジュラス、日本、メキシコ、パナマ、シンガポール、大韓民国、タイと自由貿易協定を提携している。

² 聞き取り調査：ADEX (2017年8月18日)

木材製品	輸出額（米ドル）	輸出量（kg）	輸出量（m ³ ）
丸太	13.310,30	12.711,00	17,41
紙・カートンの廃棄物	393.060,83	2.056.520,63	-, -
紙・カートン	63.757.561,66	58.552.838,32	-, -

出典：SERFOR（2016）

4.5.2 森林管理及び合法木材に関連する法令及びその運用

1) 森林管理及び合法木材に関連する行政の体制

ペルーでは、州政府を含む複数の行政機関が森林管理と貿易に関連する（表 4.5.3）。

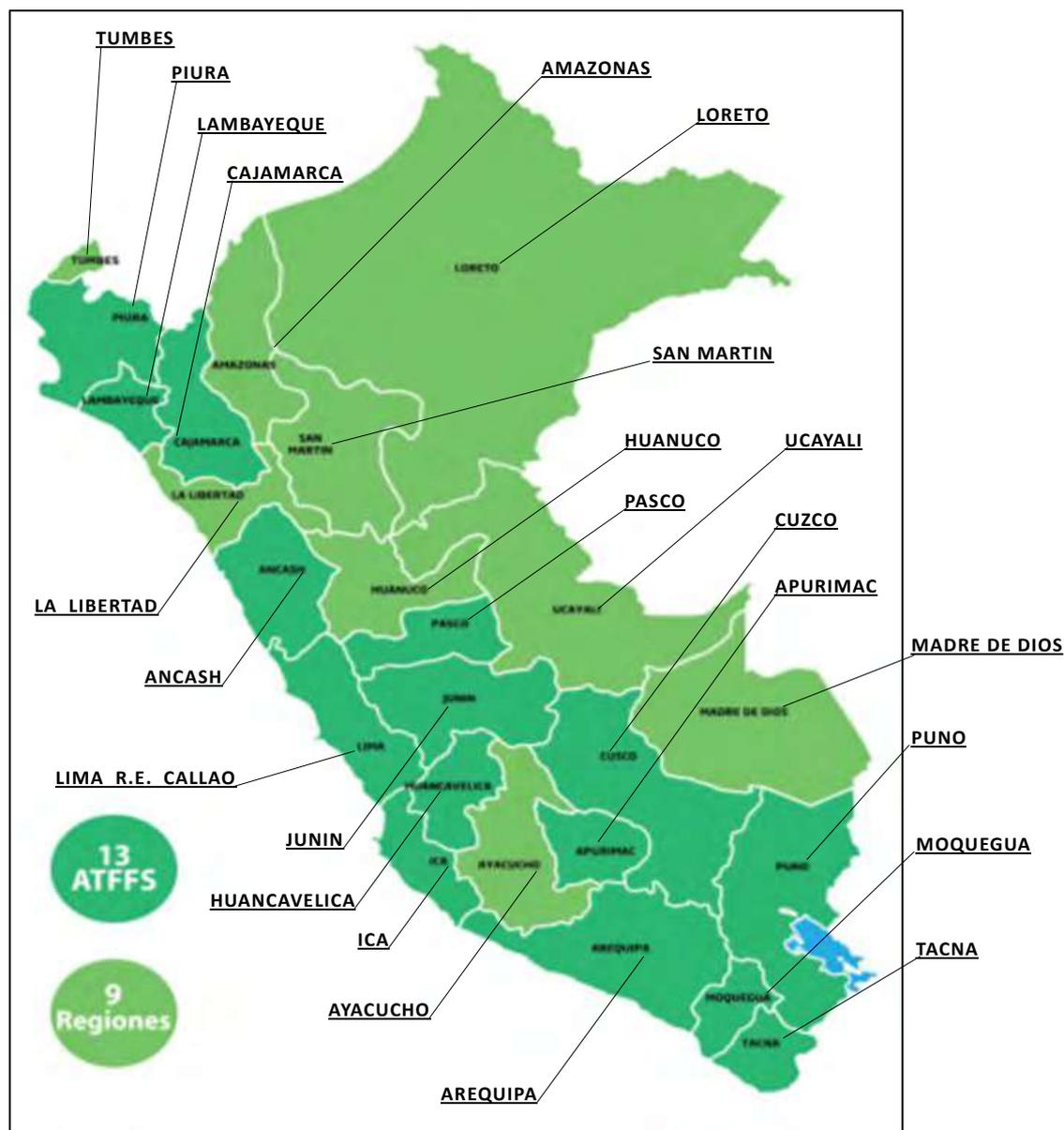
表 4.5.3 森林管理及び貿易に関連する行政機関と役割

組織名	スペイン語略称	役割
農業・灌漑省 (Ministerio de Agricultura y Riego)	MINAGRI	農業や森林、野生動物の管理と利用に関する行政を担当する省庁。
国家森林・野生動物局 (Servicio Nacional Forestal y de Fauna Silvestre)	SERFOR	森林と野生動物管理行政を担当する農業・灌漑省の機関。2014年に設立され、木材輸送に関する文書管理を含むサプライ・チェーンの監督を行う。ワシントン条約の管理当局
国立自然保護地域管理局 (Servicio Nacional de Áreas Naturales Protegidas por el Estado)	SERNANP	自然保護地域 (Áreas Naturales Protegidas: ANPs) を管轄する。環境省の外局
環境省 (Ministerio del Ambiente)		天然林の管理と保全行政を管轄し、気候変動政策や REDD+ を担当する。ワシントン条約の科学当局
貿易・観光省 (Ministerio de Comercio Exterior y Turismo)	MINCETUR	自由貿易協定 (FTA) ・経済連携協定 (EPA) の責任省庁。
森林・野生動物資源監査局 (Organismo de Supervisión de los Recursos Forestales)	OSINFOR	森林資源、野生動物、生態系サービスの持続的利用と保全について監査を行う独立機関。おもに現場(伐採地)での監督を行う。米国との貿易に関する2国間合意に基づき、2008年に閣僚評議会の機関として設立された。
環境検察局 (Fiscalía Especializada en materia ambiental) / 公共省 (Ministerio Público)		違法伐採問題を含む環境問題を専門に取り扱う検事局。2015年～2016年の間に、ウカヤリ州、ロレート州及びマドレ・デ・ディオス州の3州に地方事務所が設立された（今後、全国に展開される予定）。
税務局 (Superintendencia Nacional de Aduanas y de Administración Tributaria)	SUNAT	税関を管轄。木材・野生動物産物の輸出に関する監督・責任機関。
州政府 森林・野生動物局 (Autoridad Regional Forestal y de Fauna Silvestre) / 環境局 (Autoridad Regional Ambiental)	ARFFS/ ARAS	地方分権プロセスの一環として、農務省の機能の一部が州政府に移転され、州政府は、森林年間伐採に関する許可を発行する。

森林管理と合法木材に関連する行政機関として、政策を担当する SERFOR、定められた規則に基づきコンセッションや森林利用許可等の伐採許可を発行し、丸太や製材

の流通を確認する州政府の森林・野生動物局、そして森林管理の現場検証を実施する OSINFOR が挙げられる。

ただし、森林・野生動物局はすべての州政府に設立されたわけではない。ペルーでは、地方分権化の一環として、2006年から中央政府の森林管轄権と機能の州政府への委譲が始まったが、2017年9月時点では、ロレート州、ウカヤリ州、サン・マリティン州、マドレ・デ・ディオス州など9州で州森林・野生動物局が設立された。その他の15州では SERFOR の森林・野生動物技術局（Administraciones Técnicas Forestales y de Fauna Silvestre : ATFFS スペイン語略称）が州の森林行政を担当する（図 4.5.1）。



※薄緑の州が州森林・野生動物局の設立された州
出典：SERFOR 提供資料

図 4.5.1 州政府森林・野生動物局（ARRAS）と SERFOR 森林・野生動物技術局（ATFFS）

2) 関連法令及び必要書類等

(1) 合法的な伐採権

① 土地所有権

木材を目的とした一次林 (Bosque natural primario) と二次林 (Bosque secundario) の伐採は、土地所有タイプに基づき、2011年に制定された森林・野生動物法 (Ley Forestal y de Fauna Silvestre Ley N° 29763) と関連規則³にて4つの様式が定められる(表 4.5.4)。

表 4.5.4 一次・二次林の伐採権の様式

伐採権	土地所有権と伐採様式
森林伐採コンセッション	<ul style="list-style-type: none"> 公有地における生産林 (一次・二次林) の伐採利用権。 面積: 5,000~40,000ha 州政府が公共入札を通じて発行する。コンセッション期間は40年間 (延長可能)
先住民・地域住民が集団的に所有する森林における伐採許可	<ul style="list-style-type: none"> 森林の所有権をもったコミュニティに対する伐採許可。州政府森林・野生動物局が発行する。 管理計画と総会の議事録 (申請者の代表性とコミュニティの総意を証明する) が申請には必要。 伐採業者がコミュニティと契約して伐採する場合がある。 販売を目的としないコミュニティ内の消費には許可は必要ない。
私有地の森林伐採許可	<ul style="list-style-type: none"> 私有地における森林の伐採許可 (州政府森林・野生動物局が発行)。 管理計画は、隣接する複数の私有地を含めてよい。
ローカル・フォレスト管理契約	<ul style="list-style-type: none"> ローカル・フォレストは、地域住民が近隣の森林資源を利用できるように公有地に設定された森林。 郡政府または森林利用者が郡政府を通じて州政府森林・野生動物局に申請する。

表 4.5.4 に示すような、法的に森林資源へのアクセス権が与えられた個人・法人及び様式を “Título habilitante” と称する。

また、ペルーには約 600,000ha に及ぶ木材用プランテーションがあり、中南米で第3位の面積である (Traffic, 2014)。木材用プランテーション・コンセッションは、一次・二次林が存在しない公有地においてゾーニングに基づき、州政府森林・野生動物局がライセンスを発行する。コンセッション・ライセンスは40年間の期間であり、更新可能である。一方で、私有地、または地域コミュニティが所有する土地でプランテーションを造成するには許可は必要ない。

森林から農地への転換については、森林・野生動物法第38条で規定され、SERFORと該当する地方政府の承認によって可能とされる。私有地の森林を農地に転換する場合には、州政府森林・野生動物局の承認が必要となる。違法な土地利用転換による木材生産が指摘されるが⁴、その量等の詳細は明らかでない。

³ 森林・野生動物法 (Ley Forestal y de Fauna Silvestre Ley N° 29763) <http://www.serfor.gob.pe/wp-content/uploads/2016/03/LFFS-Y-SUS-REGLAMENTOS.pdf>

⁴ 聞き取り調査: Excelsa (2017年8月13日)

② コンセッション・ライセンス

コンセッション制度は、2000年6月に改正（2002年に法施行）された森林・野生動物法によって森林管理・利用モデルとして開始された（Ministry of Environment, 2014）。コンセッションには、伐採コンセッション、非木材林産物コンセッション、エコツーリズムと保全コンセッション、プランテーション・コンセッションがあり、州政府が発行する。木材コンセッションには、永続的生産林内における5,000haから40,000haの森林伐採権が与えられ、ライセンスの期間は40年間で、更新が可能である。

伐採コンセッションは、2012年の時点で588のライセンス（合計約740万ha）が発行された。

ペルーでは、伐採コンセッションのほか、先住民族やコミュニティが集団的に所有する森林が重要な木材生産の現場となっている。伐採コンセッションよりも総面積が大きいことから（表4.5.5）、木材供給源としてのポテンシャルは高いと考えられる。一方で、所有者である先住民族グループや地域コミュニティが利用権を行使し、便益を得るために必要な能力や資源の不足が指摘される。法制度や必要手続きを理解する他、森林を利用するための投資能力やインフラストラクチャー、人材が不可欠である。さらに、彼らが外部者と契約して森林管理計画策定や伐採を外注する、または木材輸送に中間業者を利用する場合には、公平な契約を結ぶための知識と交渉力が課題となっている⁵。

表 4.5.5 州毎の木材コンセッション面積と先住民族・地域コミュニティの所有する森林の面積（1,000 ha）

	ロレート州	サン・マルティン州	ウカヤリ州	マドレ・デ・ディオス州	その他州	合計
伐採コンセッション	2,765	554	2,557	1,275	329	7,480
集団的森林（先住民族、コミュニティ）	6,116	318	2,396	457	4,316	13,602

出典：FAO（2012）

② 森林管理・伐採計画

すべてのタイプのコンセッションと森林利用許可には、森林管理計画の提出が必要である。森林・野生動物法と森林管理規則によって、施業サイズに基づき策定の必要な管理計画が規定される。

- 森林管理基本計画（Plan General de Manejo Forestal：PGMF スペイン語略称）：対象地域すべてを含む長期的な森林管理計画。5000ha以上の面積に適用され、400haまたは500haの伐採区画（Parcelas de Corte）から構成される。森林コンセッションの場合、コンセッション・ライセンスの期間の全範囲の管理計画となる。SERRFORの承認を受けた森林技術者団体（Colegio ingeniero forestal）に登録された森林技師（Regente forestal）によって策定される。
- オペレーション計画（Plan Operativo：PO スペイン語略称）：1から2つの伐採区

⁵ 聞き取り調査：Bozovich Peru（2017年8月8日）；WWF Peru（2017年8月17日）

画を対象とした短期的な（1年から3年間）森林管理計画。森林管理基本計画が承認された後に策定され、伐採許可の申請に必要な計画書。森林インベントリーに基づき、森林技師によって策定される。オペレーション計画には、伐採する樹木の情報（樹種名、胸高直径、位置情報）⁶が含まれる。

- 中規模森林管理計画(Plan de Manejo Forestal Intermedio):対象面積 5,000ha 以下、年間伐採量が 2,500m³ 以下の森林施業に適応される管理計画。コンセッション・ライセンスの期間の全範囲の管理計画であり、オペレーション計画も含まれる。森林技師によって策定される。
- 管理ステートメント (Declaración de Manejo: DEMA) : 年間伐採量が 650m³ 以下の小規模な森林施業に適応される管理計画。アグロフォレストリーシステムで木材を搬出する際にも適用される。策定には森林技師は必要ない。

私有地や集团的所有地の森林プランテーションの場合には、管理計画の提出や政府機関の承認は必要ない。一方で、公有地の森林プランテーションの場合には、そのサイズに応じて森林プランテーション管理計画、若しくは管理ステートメントの提出が求められる。

④伐採許可

オペレーション計画または中規模森林管理計画や管理ステートメントそれぞれのガイドラインに基づき、州政府が伐採許可を発行する。伐採許可の判断は提出書類の審査だけであり、伐採予定地の事前検査は行われぬ。このため、実際には存在しない樹木がインベントリーに記載され、実際の伐採量よりも多い伐採量がオペレーション計画に記載されるなど虚偽情報が伐採計画に含まれるケースがあり、対象地域外部から伐採された違法木材が混入する余地が生まれる⁷。ただし、ワシントン条約 (CITES) 付属書で指定された樹種が森林伐採の対象である場合、SERFOR は州の森林・野生動物局と協力し、オペレーション計画を承認する前に、伐採予定地の検査を実施する。

森林・野生動物法と関連規則により、州政府は、森林管理計画等の承認日から 15 日以内に OSINFOR と SERFOR に報告し、文書を共有することが規定される。しかしながら、州政府による他の機関との情報共有、特に OSINFOR に対する報告と文書共有のタイミングには課題が残る⁸。その結果、SERFOR が森林施業の全体像を把握できない、また OSINFOR の現場検査が遅れるといった問題を引き起こす。

(2) 納税と使用料支払

①ロイヤルティの支払と伐採手数料

森林・野生動物法の規則第 70.2 条により、伐採コンセッション及びその他の伐採許

⁶ すべての森林管理計画が GPS を利用しているわけではなく、樹種の位置情報については、基準線から何メートルという表示をしているオペレーション計画もある。

⁷ 聞き取り調査：EIA (2017 年 8 月 11 日)

⁸ 聞き取り調査：OSINFOR (2017 年 8 月 17 日)

可の場合、年間支払い料は、伐採量と5つに分類された伐採樹種の経済的価値に基づいて計算される（表 4.5.6）。

表 4.5.6 樹種の経済的価値に基づく伐採手数料

カテゴリー		2011年における伐採手数料 (m ³ あたり)(米ドル換算)
A	高価値がある	17.86
B	価値がある	10.71
C	中レベル	1.43
D	経済的潜在性あり	0.71
E	その他	0.36

出展：FAO（2017）

先住民族や地域コミュニティによる内部利用を目的とした伐採には、伐採手数料は徴収されない。また、同規則第340と341条により、森林管理計画がFSC等の森林認証を受けている場合は、年間支払い料の25%が免除される。

森林行政機能が州政府に委譲されたロレート州、ウカヤリ州、サン・マルティン州、マドレ・デ・ディオス州等では州政府が手数料を徴収する。徴収された手数料は、伐採場所が位置する州及び郡政府、及び手数料を徴収する機関（州政府森林・野生動物局またはSERFOR）、OSINFORにそれぞれ50%、25%、25%分配される（FAO, 2017）。

②付加価値税とその他売上・販売税

丸太や製材など木材製品等が販売される際に18%の販売税（Impuesto General a las Ventas：IGV スペイン語略称）が課せられ、請求書に記載される。なお、アマゾン地域への投資を促進するために、ロレート州、ウカヤリ州、マドレ・デ・ディオス州等では販売税は課せられない。ただし税申告は行う必要がある。先住民族グループなど、税申告手続きを理解していない場合があり、罰則金を請求されるケースが報告される（NEPCon, 2017）。

③収入及び利益税

収入及び利益税に関する制度が遵守されているかどうかを監督するのはSUNATである。

収入税は、収入税法（Ley de Impuesto a la Renta）⁹によって規定され、コンセッション・ホルダーや先住民族グループに課せられる。なお、アマゾン地域への投資を促進するために、ロレート州、ウカヤリ州、マドレ・デ・ディオス州等では、一定の条件を満たす団体や個人には減税が適用される¹⁰。

⁹ 収入税法（Texto Único Ordenado de la Ley de Impuesto a la Renta）：
<http://www.sunat.gob.pe/legislacion/renta/tuo.html>

¹⁰ SUNAT：<http://www.sunat.gob.pe/legislacion/oficios/2000/oficios/o1142000.htm>

(3) 伐採施業

① 林業（木材伐採）規則

伐採施業については、森林管理計画ごとに SERFOR がガイドラインを策定しており、伐採施業等が規定される：

- 森林管理基本計画策定ガイドライン（Lineamientos de elaboración de Plan General de Manejo Forestal）
<http://www.serfor.gob.pe/lineamientos/lineamientos-de-elaboracion-de-plan-general-de-manejo-forestal-y-plan-operativo-para-concesiones-forestales-con-fines-maderables>
- オペレーション計画策定ガイドライン（Lineamientos de elaboración de Plan General de Manejo Forestal y Plan Operativo para Concesiones Forestales con Fines Maderables）
<https://www.serfor.gob.pe/wp-content/uploads/2016/07/RESOLUCI%c3%93N-DE-DIRECCI%c3%93N-EJECUTIVA-N%c2%ba-046-2016-SERFOR-DE.pdf>
- 中規模森林管理計画策定ガイドライン（Lineamientos para la elaboración de planes de manejo forestal intermedio para el aprovechamiento de productos diferentes a la madera）
<https://www.serfor.gob.pe/wp-content/uploads/2016/04/RESOLUCI%c3%93N-DE-DIRECCI%c3%93N-EJECUTIVA-N%c2%ba-013-2016-SERFOR-DE.pdf>
- 管理ステートメン策定ガイドライン（Lineamientos para la elaboración de Declaraciones de Manejo en Contratos en Cesión en Uso Bosques Residuales o Remanentes）
<http://extwprlegs1.fao.org/docs/pdf/per152737.pdf>
- 森林プランテーション登録のためのガイドライン（Lineamientos para la Inscripción de las Plantaciones Forestales en el Registro de Plantaciones Forestales）
<http://www.serfor.gob.pe/lineamientos/lineamientos-para-la-inscripcion-de-las-plantaciones-en-el-registro-nacional-de-plantaciones-forestales-y-sus-anexos>

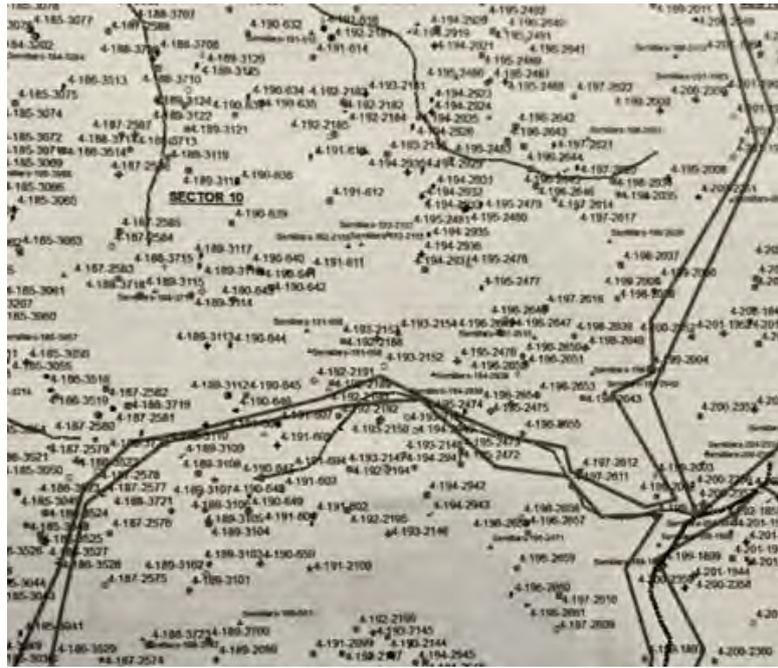
これらのガイドラインは、管理方法（伐採方法、伐採サイズ、更新方法、保全、林道）を決定するために検討すべき要因を示す。

伐採コンセッションにおける天然林伐採施業（択伐）のプロセスを以下に示す：

A. 森林管理基本計画とオペレーション計画

森林管理基本計画とオペレーション計画は、提出から 60 営業日以内に州政府がその承認（または不承認の）結果を知らせる。州政府から伐採許可を受けるためには、1 年から 3 年間の森林管理計画であるオペレーション計画を提出する必要がある。オペレーション計画には、伐採予定樹木の位置情報と個体番号が含まれる（写真 1）が、個体番号はオペレーション計画毎に付与されるため¹¹、異なるオペレーション計画間で同じ番号の木が存在することになる。

¹¹ オペレーション計画における参照番号のつけ方：例 1-1-1：最初の 1 は伐採区画番号、2 番目の 1 は伐採区画を区切る線の番号、3 番目の 1 はその線における樹種番号を示す。



出典：IMAZA S.A (2017)

図 4.5.2 オペレーション計画における伐採予定樹木を示した地図
(IMAZA S.A コンセッション、ロレート州)

B. 樹木の伐採

オペレーション計画で示された伐採予定樹木の位置を探索し、個体番号を記したタグをつける (図 4.5.3)。



図 4.5.3 伐採予定木 (IMAZA S.A コンセッション、ロレート州)

伐倒したら根株にも個体番号を記したタグを打ち付け（写真3）、伐倒木の元口にペンキで個体番号を記載し（写真4）、根際直径と長さ（玉切りした際は末口までの長さ）を野帳に記載する。



図 4.5.4 伐採後に切り株に付けられた個体番号
(IMAZA S.A コンセッション、ロレート州)



図 4.5.5 ペンキで個体番号が記載された伐倒木の元口
(IMAZA S.A コンセッション、ロレート州)

また、森林管理規則第 202 条には、コンセッション所有者等の Título habilitante による森林管理が森林・野生動物法を遵守しているかどうかについて、OSINFOR によって 5 年ごとに監査を受けることが定められる。OSINFOR は、リマの本部の他、戦略的に主要な州に 7 つの地方事務所 (Oficina Desconcentrada)¹²を設置し、40 人が監督官として伐採現場に赴き検査を行う。現場ではオペレーション計画通りに樹木が伐採されたかを、伐採後に切り株に付けられた個体番号、樹種、サイズ等によって確認する。森林管理規定第 18 条により、OSINFOR は、以下の違法な活動に対して、罰則金を課し、また森林利用許可を停止する権限を持つ。

- 森林伐採について州政府森林・野生動物局に虚偽の情報を報告する。
- 許可されていない資源を搬出する。
- 許可されていない土地利用を実施する。
- 環境や生物多様性に深刻なダメージ、またはリスクを引き起こす。
- 伐採手数料を支払わない。
- 許可された以外の活動を実施、または管理計画に示された投資・努力を行わない。

OSINFOR による現場検査は、平均で年間約 600 回実施され、伐採された森林面積の約 30%をカバーすると推定される¹³。検査対象となる森林管理を選択する基準は、大統領決議 N° 028-2013- OSINFOR (Resolución Presidencial N° 028-2013-OSINFOR¹⁴と大統領決議 N° 028-2015-OSINFOR (Resolución Presidencial N° 028-2015-OSINFOR)¹⁵によって規定される。また SERFOR や SUNAT、環境検察局 (Fiscalia Especializada en Materia Ambiental)、ペルー国家警察、Título habilitante からの申請の他、苦情も考慮される。

一方で、OSINFOR が適切に森林伐採後の現場検査を行うためには、人材・予算・他政府機関との調整不足が課題として挙げられる¹⁶。承認された森林管理計画は 15 日以内に OSINFOR に報告・共有することが規定されるが、多くの場合、情報共有は遅れるか、行なわれない (OSINFOR, 2016)。その結果、OSINFOR が国レベルで森林管理・伐採の全体像を把握することが困難となっている。さらには、現場検査によって森林伐採の違法性が判明しても、すでに木材が海外に輸出されていた場合も報告される¹⁷。

OSINFOR は、森林伐採後の現場検査の結果を分析し、ウェブサイト“OSINFOR—SIGO” (<http://www.osinfor.gob.pe/sigo/>) で一般に公開する (エラー! 参照元が見つかりません)。現場検査を受けた森林管理は、評価に基づき緑リスト (Lista Verde) と赤リ

¹² OSINFOR の地域事務所はウカヤリ州、ロレート州、サン・マルティン州、マドレ・デ・ディオス州、フニン州等に設置される。

¹³ 聞き取り調査：OSINFOR (2017 年 9 月 14 日)

¹⁴ 大統領決議 N° 028-2013- OSINFOR :
http://osinfor.gob.pe/portal/data/recurso/archivos/RP_028_2013.pdf

¹⁵ 大統領決議 N° 028-2015-OSINFOR :
http://osinfor.gob.pe/portal/data/recurso/RP_121_2015_OSINFOR.pdf

¹⁶ ロレート州の森林面積は 2.6 千万 ha だが、OSINFOR 監督官は 6 人である。現場検証は 1 つの伐採現場 (500~700ha) につき 5 日から 8 日程度かかる。ただし、私有地などの面積的に小さい管理計画は 2~3 日ですむ。現場検証は、基本的に 4 人体制 (OSINFOR 監督官、技術アシスタント、作業員、料理人) (聞き取り調査：OSINFOR ロレート州事務所、2017 年 8 月 16 日)

¹⁷ 聞き取り調査：OSINFOR (2017 年 9 月 14 日)

スト (Lista Roja) に分類される。赤リストに載るのは、木材の違法性リスクが高いと評価された森林管理である。許可がないのに伐採された樹木の本数・種類・伐採量の割合及び環境インパクトの4つが選択基準であり、現場でのサンプリング調査に基づいて評価される¹⁸。

緑・赤リストでは、合法的な森林管理と非合法性のリスクが高いと評価された森林管理の Título habilitante 名、コード、オペレーション管理番号、場所やその他詳細情報が公開される。

PCM **SIGO**
 Recomendaciones para el uso del OBSERVATORIO OSINFOR

Califica a los planes de manejo de los títulos habilitantes en base a los resultados de la supervisión en campo y/o fiscalización del OSINFOR, con la finalidad de coadyuvar al comercio legal de la madera.

¿Qué información muestra?
 Planes de manejo forestal de los títulos habilitantes supervisados por el OSINFOR de las siguientes modalidades:

- Concesiones forestales maderables.
- Concesiones forestales no maderables con planes complementarios maderables.
- Concesiones de forestación y/o reforestación.
- Permisos forestales en comunidades nativas y campesinas.
- Permisos forestales en predios privados.
- Contratos de administración en boques locales.

¿Cómo se califican los planes de manejo forestal?

Lista Roja
 Representa un riesgo inaceptable, importante o moderado para el comercio legal por haberse evidenciado aprovechamiento no autorizado de los recursos forestales maderables.

Lista Verde
 No representa ninguno de los riesgos de la lista roja para el comercio legal.

Tener en cuenta

- La asignación de color se realiza sobre cada plan de manejo forestal supervisado por el OSINFOR, por lo que puede existir un mismo titular en ambos listas con plan de manejo forestal distinto.
- Los resultados de la supervisión son mostrados en el observatorio desde la emisión del informe de supervisión, al mismo que es actualizado conforme se vaya generando la documentación correspondiente del proceso de fiscalización.
- Las actualizaciones son diarias y a partir de los documentos generados en 2016, en cada reporte se muestra la fecha de ingreso en el Observatorio OSINFOR.
- Todos los reportes muestran la fecha y hora de consulta.

Se deja expresa constancia que el OSINFOR no asume responsabilidad alguna por el uso o decisión final que adopte el usuario dentro de la información aquí presentada.

La información proporcionada a través de las consultas en línea del SIGO, no tiene validez para ningún trámite administrativo, judicial y otros.

*OSINFOR-SIGO 内にある現場検査の報告ページ

OBSERVATORIO OSINFOR: Lista Roja									
Ingresar título habilitante o titular: <input type="text"/> <input type="button" value="Buscar"/>									
#	Titular	Título habilitante	Modalidad	Departamento	Nº PCA	Inicio de vigencia del PCA	Zafra o Finca	Vig. Definitiva	Ver Licencia en el OSINFOR
1	COMUNIDAD NATIVA DE SHAM	01-AMAP-MAD-ARA-CE08F5-00-2014	Permisos Forestales - Comunidad Nativa	AMAZONAS	PCA 2	12/09/2013	2015-2016		
2	COMUNIDAD NATIVA TAYU	01-AMAP-MAD-DRA-010-01	Permisos Forestales - Comunidad Nativa	AMAZONAS	PCA 1	12/09/2011	2011-2012		
3	COMUNIDAD NATIVA TUTUMBEROS	01-AMAP-MAD-DRA-07-11	Permisos Forestales - Comunidad Nativa	AMAZONAS	PCA 1	27/09/2011			
4	DELGADO CARRANZA FELIX	01-AMAP-MAD-DRA-001-13	Permisos Forestales - Predio Privado	AMAZONAS	PCA 1	07/01/2013	2013-2014		
5	COMUNIDAD NATIVA ALTO BICHANAK	01-AMAP-MAD-DE08F5-016-2015	Permisos Forestales - Comunidad Nativa	AMAZONAS	PCA 1	26/09/2013	2015-2016		
6	COMUNIDAD NATIVA AUTUKAI	01-AMAPER-FMC-2017-028	Permisos Forestales - Comunidad Nativa	AMAZONAS	Declaración de Manejo	14/02/2017	2017-2018		
7	COMUNIDAD NATIVA OZU CHGO	01-AMAP-MAD-DRA-05-11	Permisos Forestales - Comunidad Nativa	AMAZONAS	PCA 1	16/05/2011	2011-2012		
8	COMUNIDAD NATIVA DE NAYUMPIN	01-AMAP-MAD-DRA-025-11	Permisos Forestales - Comunidad Nativa	AMAZONAS	PCA 2	26/09/2013	2013-2014		
9	COMUNIDAD NATIVA NUEVA VIDA	01-AMAP-MAD-DE08F5-016-2015	Permisos Forestales - Comunidad Nativa	AMAZONAS	PCA 1	26/09/2013	2015-2016		
10	COMUNIDAD NATIVA SAYMENTSIS BICHANAK	01-AMAP-MAD-ARA-CE08F5-04-2014	Permisos Forestales - Comunidad Nativa	AMAZONAS	PCA 1	23/03/2014	2014-2015		
11	COMUNIDAD NATIVA SHUSHUG	01-AMAP-MAD-DRA-05-13	Permisos Forestales - Comunidad Nativa	AMAZONAS	PCA 1	12/07/2013	2013-2014		
12	COMUNIDAD NATIVA UMBUKI	01-AMAP-MAD-DRA-015-12	Permisos Forestales - Comunidad Nativa	AMAZONAS	PCA 1	26/09/2012	2012-2013		
13	COMUNIDAD NATIVA WAWUKI	01-AMAP-MAD-DRA-01-11	Permisos Forestales - Comunidad Nativa	AMAZONAS	PCA 1	04/04/2011	2011-2012		
14	COMUNIDAD NATIVA WINDHU TEMASHKIN	01-AMAPER-FMC-2010-011	Permisos Forestales - Comunidad Nativa	AMAZONAS	Declaración de Manejo	12/10/2010	2010-2017		
15	DORZEL DELGADO TEOORO	01-AMAP-MAD-DRA-006-12	Permisos Forestales - Predio Privado	AMAZONAS	PCA 1	30/03/2012	2012-2013		
16	LOPEZ FLORES JAME	01-AMAP-MAD-DRA-07-2012	Permisos Forestales - Predio Privado	AMAZONAS	PCA 1	26/09/2013	2012-2014		
17	LUNA CAMBROS PASCUAL	01-AMAP-MAD-DRA-06-2013	Permisos Forestales - Predio Privado	AMAZONAS	PCA 1	12/07/2013	2013-2014		

*赤リストに分類された森林管理一覧(画面右側のアイコンをクリックすると詳細情報や地図上での位置が確認できる。

出展：OSINFOR-SIGO” (<http://www.osinfor.gob.pe/sigo/>)

¹⁸ Resolución Presidencial N° 031-2016-OSINFOR (<http://osinfor.gob.pe/wp-content/uploads/2016/04/RESOLUCION-PRESIDENCIAL-00031-2016-OSINFOR-01.1.pdf>)

図 4.5.6 OSINFOR－SIGO

森林伐採の違反を発見した場合、OSINFOR は公共省（Ministerio Publico）に報告、公共省の機関である環境検察局が調査を行い、結果に応じて司法判決が求められる。

②保護地域及び樹種

ペルーの憲法第 68 条は、生物多様性と自然保護地域（Áreas Naturales Protegidas: ANPs）の促進を国家の義務として定めており、SERFOR と SERNANP が自然保護地域及び保全樹種の監督機関としての責任を持つ。

ペルー全国には、SERNANP が管理する国立の自然保護地域が計 76（約 2.2 千万 ha）設立され（表 4.5.7）、SINANPE（国立自然保護地域システム：Sistema Nacional de Áreas Naturales Protegidas por el Estado）と称される。

表 4.5.8 SINANPE（国立自然保護地域システム：Sistema Nacional de Áreas Naturales Protegidas por el Estado）

カテゴリー	数	面積（ha）	全自然保護地域面積に対する割合（%）
国立公園（Parque Nacional）	14	8,170,747.54	6.20
国立保護区（Santuario Nacional）	9	317,366.47	0.25
歴史的保護区（Santuario Histórico）	4	41,279.38	0.03
国立リザーブ（Reserva Nacional）	15	4,652,449.16	3.62
野生動物保護区（Refugio de Vida Silvestre）	3	20,775.11	0.02
保護林（Bosque de Protección）	6	389,986.99	0.30
景観保護区（Reserva Paisajística）	2	711,818.48	0.55
共有リザーブ（Reserva Comunal）	10	2,166,588.44	1.38
狩猟リザーブ（Coto de Caza）	2	124,735.00	0.10
ZONA RESERVADA	11	1,505,644.96	2.74
計	76	22,591,259.73	17.26

出典：SERNANP（<http://www.sernanp.gob.pe/ques-es-un-anp>）

自然保護地域のバッファーズン内に位置するコンセッションの管理計画は自然保護地域の責任者による承認が必要となる（NEPCon, 2017）。また、森林・野生動物法によって、CITES で指定された樹種が森林伐採の対象である場合、SERFOR が州森林・野生動物局と協力し、オペレーション計画の承認前に現場検証することが定められている。

このように保護地域や樹種の法的制度は確立している。しかしながら、Cisneros and McBreen（2010）によると、ペルーでは 20 の自然保護地域が、先住民族が集団的に所有する土地とオーバーラップしていることが報告される。さらに、OSINFOR が 2014 年に実施した現場検査の結果、コンセッション・ホルダーが自然保護地域等の許可されていない森林で伐採するケースが確認された（OSINFOR, 2015）。

③環境配慮事項

森林管理基本計画やオペレーション計画等の策定ガイドラインは、分析・説明が必要な環境インパクトやその対策、予防、モニタリングについて指針を提供する。管理計画において、特に考慮されるべき環境配慮事項として、土壌保全、河川沿いの保護区の設定、森林の天然更新能力、生物多様性保全が挙げられる。

一方で、OSINFOR による伐採後の現場検査では、管理計画で示された環境配慮事項や対策が守られていないケースが報告される（OSINFOR, 2015）。また、管理計画を承認する前に現場検証が行われないことから、伐採前の森林の状況が不明であり、活動や対策を評価することが不可能である。

④安全衛生

安全衛生に関しては、労働における安全・衛生法（Ley de Seguridad y Salud en el Trabajo）¹⁹及び関連規則²⁰によって定められ、労働省（Ministerio de Trabajo）、国家労働監査局（Superintendencia Nacional de Fiscalización Laboral: SUNAFIL スペイン語略称）及び衛生省（Ministerio de Salud）が責任機関として法の遵守を監督する。労働者の安全と衛生の保障は企業の義務であり、20人以上の労働者がいる場合には、労働委員会を設けることが定められる。労働省は毎年監査を行うものの、農・林・牧畜・漁業セクターへの監査は非常に限られている。ILO（2015）の報告によると、伐採現場における労働者の安全と衛生について行政の意識は低く、利用可能な情報やデータも限られている。

OSINFOR による検査は、オペレーション計画に基づいて伐採されたかどうかを確認するためであり、安全衛生や雇用については対象でない。ただし、製材所を設立するためには、州政府の許可が必要であり、処理能力、エネルギー、人員等について2年ごとに評価が行われる。

⑤合法的な雇用

雇用に関しては、労働の生産性と競争力に関する法（Ley de productividad u competitividad laboral）²¹、労働日数に関する法（Ley de Jornada de Trabajo）²²、及び最低賃金に関する法令 No.005-2016-TR²³が規定し、労働省が監督省庁である。

NEPCon（2017）の報告によると合法的な雇用に関するリスクは低い、これは企業

¹⁹ 労働における安全・衛生法（Ley de Seguridad y Salud en el Trabajo）

<http://www.munlima.gob.pe/images/descargas/Seguridad-Salud-en-el-Trabajo/Ley%2029783%20-%20Ley%20de%20Seguridad%20y%20Salud%20en%20el%20Trabajo.pdf>

²⁰ 労働における安全・衛生法関連規則

http://www.mintra.gob.pe/LGT/ley_seguridad_salud_trabajo.pdf

²¹ 労働の生産性と競争力に関する法（Ley de productividad u competitividad laboral）

http://www.oas.org/juridico/pdfs/mesicic4_per_dec728.pdf

²² 労働日数に関する法（Ley de Jornada de Trabajo）：

[http://www2.congreso.gob.pe/sicr/cendocbib/con4_uibd.nsf/34CB632FA0BEB31E05257E2300593BE4/\\$FILE/1_DECRETO_SUPREMO_007_04_07_2002.pdf](http://www2.congreso.gob.pe/sicr/cendocbib/con4_uibd.nsf/34CB632FA0BEB31E05257E2300593BE4/$FILE/1_DECRETO_SUPREMO_007_04_07_2002.pdf)

²³ 最低賃金に関する法令 No.005-2016-TR：

<http://www.elperuano.com.pe/normaselperuano/2016/03/31/1361982-1.html>

が労働者を雇用する際に、両者が契約を結ぶことが法で定められており、税手続きに伴って SUNAT に報告するからである。一方で、林業は歴史的にインフォーマルなセクターであり、ILO (2015) の報告が示すよう、利用可能な情報やデータは限られている。EIA (2012) の報告によると、ペルーの伐採現場では、“habitación” と呼ばれる、利益を共有する一族（先住民族グループ）や日雇い労働者が雇用され、雇用者との力関係や労働環境の問題が指摘される。

（４）第三者の権利

①慣習的な権利

ペルーの憲法第 149 条によって、先住民族のテリトリーにおける意思決定の慣習的な権利の行使は認められており（NEPCon, 2017）、森林及び環境政策も先住民族の権利を明確に認めている（Piu and Menton, 2014）。

森林管理については、森林・野生動物法が、慣習的な権利と知識を尊重すると明確に示している。さらに同法第 50 条は、慣習的利用権を尊重し、先住民族や地域コミュニティによる販売を伴わない森林伐採については、伐採手数料を免除している。

②FPIC（自由で事前の十分な情報に基づく同意）

ペルー政府は、国際労働機関で 1989 年に採択された原住民及び種族民条約（ILO Convention 169）を 1994 年に批准し、FPIC に関する国内法制度を構築してきた数少ない国の一つである。2005 年には、遠隔地に住む先住民族グループや未接触先住民族グループの保護に関する法を制定し²⁴、2011 年には FPIC 法²⁵、2012 年に FPIC 法規則²⁶を制定した。同法と規則は FPIC の権利を行使するためのルールとプロセスを定め、どのグループが先住民族として認識され FPIC が必要なのか、そして政府機関の責任を定める。

また、森林・野生動物法第 II-3 条には、同法が先住民族の FPIC 権を尊重することが明確に記され、自然保護地域法の規則第 43 条²⁷は、保護地域を設立する際の先住民族に対するコンサルテーションを定める。先住民族グループが所有する森林でグループ自ら、または外部者が森林を伐採するためには、先住民族グループの総会での意思決定が必要であり、議事録が事前のコンサルテーションを実施した証明となる。

国レベルで先住民族に対してコンサルテーションを実施する際には、AIDSESP（Association for the Development of the Peruvian Rainforest）と CONAP

²⁴ 先住民族グループや未接触先住民族グループの保護に関する法（Ley N° 28738 para la protección de pueblos indígenas u originarios en situación de aislamiento y en situación de contacto inicial）：
<http://www.acnur.org/t3/fileadmin/Documentos/BDL/2008/6757.pdf?view=1>

²⁵ FPIC 法（Ley del derecho a la consulta previa a los pueblos indígenas u orgánicos, reconocidos en Convenio 169 de la Organización Internacional del Trabajo (OIT)）：
<http://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/ELECTRONIC/88881/101786/F114786124/PER88881.pdf>

²⁶ FPIC 法規則 <http://consultaprevia.cultura.gob.pe/wp-content/uploads/2014/11/Reglamento-de-la-Ley-N---29785-Decreto-Supremo-N---001-2012-MC.pdf>

²⁷ 自然保護地域法の規則（Decreto Supremo N° 038-2001-AG）：
<http://www.dar.org.pe/archivos/normasLegales/D.S-N-038-2001-AG.pdf>

(Federation of Peruvian Amazonian Nationalities) の 2 組織が含まれる場合が多い。これらの組織はペルー国内の主要な先住民族組織であり、90%の先住民族コミュニティがメンバーとして加わる (USAID, 2016)。

③先住民族の権利

FPIC 法第 7 条は、先住民族の定義を示す。2007 年に実施された人口調査によると、ペルー国民のうち約 400 万人が先住民族、または先住民族に由来すると推定されている (FAO, 2017)。

ペルーの森林及び環境政策は先住民族の権利を明確に認識する (Piu and Menton, 2014)。特に、森林・野生動物法の関連規則²⁸は、先住民族及び地域コミュニティによる森林管理に関して、彼らの権利や義務を明確に示している。同規則は、先住民族グループの集団的権利を保証し、森林資源へのアクセス、利用権と義務の他、森林意思決定メカニズムへの参加権を定める。先住民族がそのテリトリーの森林資源を伐採、販売するためには、*Títulos habilitantes* として認識され、規模に応じた森林管理計画を策定、州政府に承認される必要がある。

(5) 貿易と輸送

①樹種、量、品質の分類

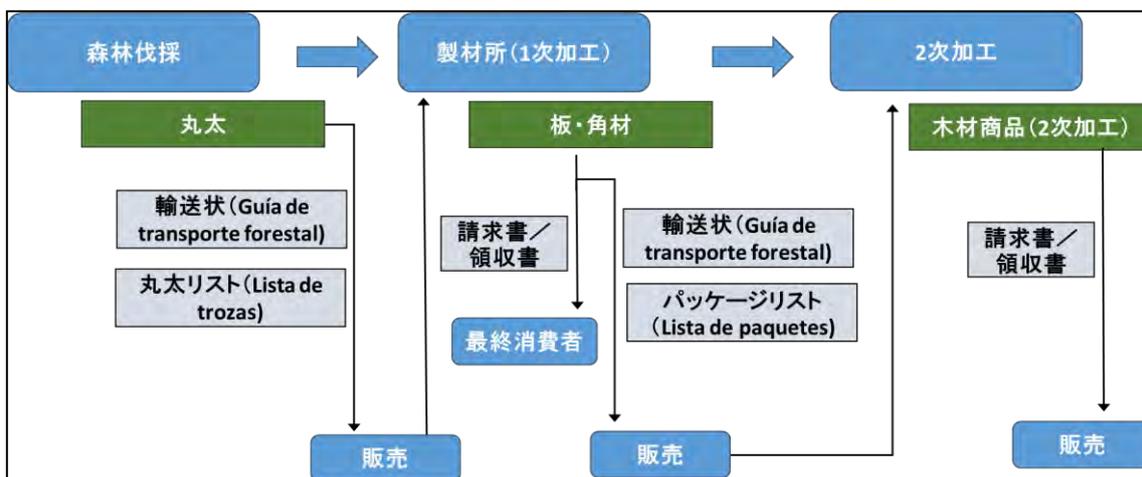
樹種、伐採量は、オペレーション計画で示される他、丸太や製材を輸送するための運送状と丸太リストに記載される。また、OSINFOR は伐採後に現場検証を行い、伐採された樹種と量がオペレーション計画に基づいているかどうか検査する。

樹種の記載は通称で行われることが一般的であるが、複数の樹種に対して同じ通称が使われる課題が指摘される (NEPCon, 2017)。

②貿易と輸送

木材の輸送・販売には、製品の段階 (丸太や製材) によってそれぞれ輸送状 (*Guía de transporte forestal : GTF*) と製品リストまたは、販売の証拠となる請求書／領収書が必要となる (図 4.5.7)。なお、SERFOR や州政府森林・野生動物局の管轄範囲は、木材製品が 2 次加工場に輸送されるまでである。2 次加工場からは生産省 (*Ministerio de la Producción*) が管理する。

²⁸ 森林・野生動物法の関連規則：
<http://minagri.gob.pe/portal/download/pdf/marcolegal/normaslegales/decretosupremos/2015/ds21-2015-minagri.pdf>



出展：FSC Perú（2017a）に基づき作成

図 4.5.7 木材製品の輸送と必要な文書

輸送状（Guía de transporte forestal：GTF）は、木材製品（丸太または板・角材などの1次加工品）を伐採場所、または製材所（1次加工場）から目的地まで輸送するために必要な申告書（図 4.5.8）である。輸送状は、Título habilitante（コンセッション・ホルダーやプランテーション所有者）、または製材所等が、州政府森林・野生動物局または、SERFOR の森林・野生動物技術局に申請する。

輸送状は、3部（原本とコピー2部）発行される。原本は、製品と一緒に目的地まで運ばれ、木材輸送検閲所（Puesto de control）で確認されると証拠の押し印が押される。コピーのうち1部は検閲所で収集され、もう1部は申請者が保管する。検閲所は、州政府が管理し、SERFOR からの機材等の支援を受けて運営される。全国に約 160箇所設置されるが、配置場所の戦略的効果及び、予算や人材不足等からその機能には課題が残る²⁹。

丸太を輸送する場合、輸送状はコンセッション・ホルダーや地域コミュニティ、登録された森林技師により申請される。丸太の輸送状には、Título habilitante、オペレーション計画の承認番号、伐採許可量、これまでに輸送された木材量、輸送可能な木材量が記載される。

木材製品の輸送状は、製品の所有者（Título habilitante や製材所等）に対して発行される。木材製品の輸送状申請には、製品の元になった丸太輸送状が必要（複数の丸太輸送状が使われる）である。木材製品の輸送状には、Título habilitante、オペレーション計画の承認番号、使われた丸太輸送状情報が含まれる。

このことから、論理的には木材製品輸送状から伐採現場までの追跡は可能である。しかしながら、1枚の木材輸送状に複数の丸太輸送状情報が記載されること、輸送状の情報が完全でない場合があること、また木材製品輸送状には丸太輸送状そのものは

²⁹ ロレート州ロレート県の検閲所は、1人体制であり、24時間監視が出来ない。ロレート州での木材輸送は河川輸送が主流であり、ボートのガソリン不足が問題となっている。また一人体制のため、違法な輸送を発見しても追跡することができない（聞き取り調査：森林監視コントロール・ロレート県ユニット、2017年8月15日）

添付されないことから、追跡調査や現場検査を実施することが困難となっている³⁰。2017年8月に実施した聞き取り調査では、特に天然林施業において、輸送状やインベントリー、森林管理計画の虚偽情報やコピー文書の販売によって違法に伐採された丸太が書類上で合法化される問題が指摘された³¹。

輸送木材がプランテーションから伐採された外来樹種の場合には、Guía de remisiónと呼ばれる輸送状が使用される。Guía de remisiónには、樹種とプランテーションの登録番号が記される。

図 4.5.8 輸送状（Guía de transporte forestal : GTF）
（IMAZA S.A コンセッション、ロレート州）

丸太リストは、丸太を輸送する際に必要であり、輸送される丸太の詳細情報である（図 4.5.9）。丸太リストには、樹種名（通称と学名）、樹木の個別番号、輸送量（m³）が記載される。製材所から板・角材等の木材製品が輸送される際には、製品の詳細を示したパッケージリストが必要となる。

³⁰ 聞き取り調査：OSINFOR（2017年9月14日）

³¹ 聞き取り調査：USAID（2017年8月10日）、EIA（2017年8月11日）、Camara Nacional Forestal（2017年8月14日）、WWF Peru（2017年8月17日）

INDUSTRIAL MADERERA ZAPOTE S.A.
RUC Nº 20103979529
Av. La Marina Nº 844
LORETO - MAYNAS - PUNCHAÑA

(1) 16 Nº 000037

ESTADO DE TROZAS O CUARTONES A MOVILIZAR

Nº	ESPECIE		(2) Codificación	(3) Dimensiones			Volumen m³
	Nombre Científico	Nombre común o comercial		(4) d1	(5) d2	(6) L	
1	PARISHIA UTRIF	PARAGUANA	66-10-A3	0.56	0.55	5.40	1.366
2	PARISHIA UTRIF	PARAGUANA	66-10-A2	0.60	0.56	5.10	1.347
3	PARISHIA UTRIF	PARAGUANA	44-29-A2	0.49	0.45	5.90	1.024
4	PARISHIA UTRIF	PARAGUANA	44-57-A2	0.53	0.52	5.30	2.833
5	PARISHIA UTRIF	PARAGUANA	44-57-A3	0.52	0.51	5.10	2.532
6	PARISHIA UTRIF	PARAGUANA	66-01-A3	0.65	0.56	3.20	1.485
7	PARISHIA UTRIF	PARAGUANA	40-69-A2	0.65	0.58	6.80	2.970
8	SEQUIA ALBA SP	POSHACO	50-51-A3	0.80	0.70	5.30	2.341
9	SEQUIA ALBA SP	POSHACO	39-54-A1	0.65	0.74	5.00	1.897
10	SEQUIA ALBA SP	POSHACO	47-86-A1	0.63	0.59	5.30	1.524
11	SEQUIA ALBA SP	POSHACO	27-72-A2	0.50	0.45	6.60	1.710
12	SEQUIA ALBA SP	POSHACO	47-54-A2	0.60	0.60	6.40	1.510
13	SEQUIA ALBA SP	POSHACO	47-21-A2	0.45	0.42	4.90	0.88
14	SEQUIA ALBA SP	POSHACO	47-19-A2	0.60	0.59	9.20	2.565
15	SEQUIA ALBA SP	POSHACO	47-71-A3	0.42	0.43	4.10	0.72
16	SEQUIA ALBA SP	POSHACO	47-70-A1	0.60	0.59	6.10	1.510
17	SEQUIA ALBA SP	POSHACO	52-42-A3	0.60	0.60	6.60	1.510
18	SEQUIA ALBA SP	POSHACO	57-42-A1-2	2.40	1.20	3.20	9.60
19	SEQUIA ALBA SP	POSHACO	49-24-A2	0.55	0.44	6.70	2.341
20	TOTAL						34.745

OBSERVACIONES:

GOBIERNO REGIONAL DE LORETO
GGR - ARA
OPCION DESCENTRALIZADA LORETO - NAUTA
CONTROL FORESTAL NAUTA
NOMBRE: Gerardo CALVEDO HIRALDO
FECHA: 12-05-13 HORA: 07:51
FIRMA: [Firma]

Firma del despachador:
Jorge M. Gualillo
Ley 2013

Nombres y apellidos del despachador

図 4.5.9 丸太リスト (IMAZA S.A コンセッション、ロレート州)

③外国間貿易と振替価格操作

税関法は、外国間貿易に適用され、製品ごとに税率を設定する。SUNAT は輸出入の検査を行い、商品ごとに輸出先の価格幅が類似しているかどうか検証する。

④税関規則

2008 年に制定された税関法 (Ley General de Aduana : Decreto Legislativo N° 1053) で税関の役割と輸出手続きが示される。同法第 164 と 165 条に SUNAT の権限が規定される。

木材の輸出に求められる書類として、税関申告書、パッケージリスト、領収書の他に、検疫証明書や原産国証明が挙げられる。

SUNAT による木材製品の税関検査には、通常管理 (Control ordinario) と特別管理 (Control Extraordinario) の 2 つのタイプがある。非 CITES 樹種の場合は通常管理が適用され、税関申告書、パッケージリスト、領収書を確認するだけであるため、SUNAT による合法木材検査の権限は限られている。ただし、CITES 樹種や後述する特別なプログラム (アマゾン・オペレーション) の場合には特別管理を適用し、輸送状や許可証などの提出を求めている。

木材の合法性を確認するのは、SERFOR の責任となっている。輸出業者は税関申告書、輸送状、インボイス、船積予約文書、パッケージリストを SERFOR に提出しなけ

ればならない。

国家農業安全局 (Servicio Nacional de Sanidad Agraria : SENASA スペイン語略称) は、検疫証明書を発行する (図 4.5.10)。ただし、必要な検疫処置は、輸出先のルールに従う必要があり、事前に必要条件について確認し、申請書を提出する必要がある。

The image shows a phytosanitary certificate form from SENASA, Peru. The form is titled 'CERTIFICADO FITOSANITARIO' and 'PHYTOSANITARY CERTIFICATE'. It includes a QR code and a reference number 'Nº000000'. The form is divided into several sections: 'DESCRIPCIONES (TIPO) - DESCRIPTION OF COMMODITY', 'CONDICIONES Y MARCHES DE PRODUCCIÓN - GROWN QUANTITY AND TIME OF PRODUCE', 'MATERIAL Y RESPONSABILIDAD (TIPO) - NUMBER AND IDENTIFICATION OF PARTS', 'LUGAR DE ORIGEN / PAÍS DE ORIGEN - PLACE OF ORIGIN / COUNTRY OF ORIGIN', and 'FECHA Y FIRMA DEL INSPECTOR - DATE AND SIGNATURE OF INSPECTOR'. A large red watermark 'Sim valor oficial' is overlaid on the form.

出展 : FSC Perú (2017b)

図 4.5.10 検疫証明書フォーム

貿易の手続き及び支払いについては、MINCETUR がオンラインシステム (Ventanilla Única de Comercio Exterior: VUCE) ³²を導入した。VUCE を介した輸出入の手続き件数は年々増加している。

原産国証明 (Certificado de Origen) は、輸出製品がペルーで生産されたことを示す政府の発行する文書 (図 4.5.11) であり、VUCE を通じて申請できる (FSC Peru, 2017b)。

³² VUCE : <https://www.vuce.gob.pe/index.html>

1. Nombre y Dirección del Exportador:		Certificado No.:				
2. Nombre y Dirección del Productor, si es extranjero:		CERTIFICADO DE ORIGEN Formulario para TLC Chile-Perú Estado en: _____ (Ver instrucciones al reverso)				
3. Nombre y Dirección del Contratista:						
4. Medio de transporte y ruta (hasta donde se conoce):		Solo para uso oficial:				
Fecha de Partida:		5. Observaciones:				
Diques/Vedas/Troncos/Vehículo No:						
Punto de carga:						
Punto de descarga:						
6. Item del artículo (Max. 20)	7. Número y clase de paquetes, descripción de las mercancías	8. Código S.A. (Código a seis dígitos)	9. Criterio de Origen	10. Pese bruto, cantidad (Unidad de Cantidad) otras medidas (Litro, lit, etc.)	11. Número y fecha de factura	12. Valor Facturado
13. Declaración del exportador: El abajo firmante declara por este medio que la información en la indicación y declaración son correctas, que todas las mercancías hacen producción en: (País) y que cumplen con los requisitos de origen establecidos en el TLC para las mercancías exportadas a: (País de importación). Lugar y fecha, firma del representante autorizado			14. Certificación: Sobre la base del control efectuado se certifica por este medio que la información aquí señalada es correcta y que las mercancías descritos cumplen con los requisitos de origen especificados en el TLC Chile-Perú. Lugar y fecha, firma y sello del funcionario responsable territorial			

出典 : FSC Perú (2017b)

図 4.5.11 原産国証明 (Certificado de Origen) フォーム

輸出製品が木材彫刻や文化的要素を持つ場合には、文化省 (Ministerio de Cultura) が発行する証明書 (Certificado de Bienes con fines de exportación no pertenecientes al Patrimonio Cultural de la Nación) (図 4.5.12) が必要となる。同証明書は、文化的製品の違法取引を防止する目的で、文化遺産保護法 (Ley General del Patrimonio Cultural de la Nación) ³³にて規定される。

³³ 文化遺産保護法 (Ley General del Patrimonio Cultural de la Nación) : <http://www.cultura.gob.pe/sites/default/files/archivosadjuntos/2016/08/marcolegalokversiondigital.pdf>

 CONVENTION ON INTERNATIONAL TRADE IN ENDANGERED SPECIES OF WILD FAUNA AND FLORA		PERMIT/CERTIFICATE No. _____ <input type="checkbox"/> EXPORT <input type="checkbox"/> RE-EXPORT <input type="checkbox"/> IMPORT <input type="checkbox"/> OTHER: _____		Original 2-Valid until _____	
1. Importer (name and address) _____ 2a. Country of import _____		4. Exporter/Importer (name, address and country) _____ _____ Signature of the exporter _____			
3. Special conditions _____ <small>(For live animals, list period in captivity or date when the transport documents issued in the Convention or Annexed by, of the case or, if applicable, in the IFA Live Animal Regulations.)</small>		6. Permit, license, national authorization, etc. country of Reference Authority _____			
2b. Purpose of the transaction (use term(s)) _____		2c. Security items no. _____			
4.17. Species name (Latin and vernacular) and common name of animal or plant _____		5. Description of specimens, including identifying marks or numbers (species if live) _____		10. Appendix no. and date of issue (species) _____	
6.1. Country of origin Permit no. _____ Date _____		7.2. Country of last receipt Certificate no. _____ Date _____		12. No. of the specimen or date of acquisition _____	
6.2. Country of origin Permit no. _____ Date _____		7.2. Country of last receipt Certificate no. _____ Date _____		12. No. of the specimen or date of acquisition _____	
6.3. Country of origin Permit no. _____ Date _____		7.2. Country of last receipt Certificate no. _____ Date _____		12. No. of the specimen or date of acquisition _____	
6.4. Country of origin Permit no. _____ Date _____		7.2. Country of last receipt Certificate no. _____ Date _____		12. No. of the specimen or date of acquisition _____	
6.5. Country of origin Permit no. _____ Date _____		7.2. Country of last receipt Certificate no. _____ Date _____		12. No. of the specimen or date of acquisition _____	
<small>— Country in which the specimens were taken from the wild, held in captivity or artificially propagated (only in case of re-export) — Only for specimens of Appendix-I species held in captivity or artificially propagated for commercial purposes — For pre-Convention specimens</small>					
13. The permit/license is issued by: _____ Place _____ Date _____ Security details (applicable and official seal) _____					
14. Export endorsement _____ 15. Not of Using for _____ number _____					
16. Part of permit _____ Date _____ Signature _____ Check stamp and fee _____					

出展：SERFOR 提供資料

図 4.5.13 CITES 輸出許可証フォーム

⑥ デュー・ディリジェンス/デュー・ケア

デュー・ディリジェンス/デュー・ケアに関する特定の法制度はない(NEPCon, 2017)。

4.5.3 その他木材等の適正な流通の確保に関する情報

1) リスク緩和措置：森林認証制度及び CoC 認証制度

ペルー独自の森林認証制度は存在しないが、森林・野生動物法森林法において、FSC (Forest Stewardship Council) 認証制度を含む自主的な森林認証制度が促進される。具体的には、森林・野生動物法森林法規則によって、以下のようなインセンティブが設定される：

- 第 133 条：森林認証を受けていれば、森林利用に関する支払額に割引が適用さ

れる；

- 第 194 条：森林認証を受けていれば、森林の利用権に関する支払いを最大 35% 割引する。認証を 5 年以上続けることで追加的に 20% の割引率が設定される。

FSC は 2003 年からペルーで開始され、2017 年 6 月時点において、824,974ha の森林が FM 認証を受けている（FSC-FM 認証：578,254ha、コントロール・ウッド認証：246,720ha）。FM 認証には、7 つの天然林管理と 2 つの森林プランテーションが含まれ、マドレ・デ・ディオス州に集中する。また、42 の事業者が CoC 認証を受けている。ペルーの FSC 認証材は、ほとんどが米国へ輸出される³⁴。

2) その他の関連情報

(1) アマゾナス・オペレーション (Operación Amazonas) 2014 年～2015 年

違法伐採に取り組むため、木材製品のサプライ・チェーンをモニタリングする政府機関間の調整を向上することを目的に、SUNAT が 2014 年及び 2015 年に実施したプログラムである。アマゾナス・オペレーションは、世界税関機構 (World Customs Organization : WCO)、インターポール及びペルー公共省の支援を受け、OSINFOR が実施に参加した。

アマゾナス・オペレーションでは、SUNAT が違法木材リスクのある輸出業者に対して特別管理 (Control extraordinario) を適用し、輸送状の提出を求め、その情報に基づき、OSINFOR が該当する森林伐採の現場検証を実施した。2015 年には、SUNAT の要請に基づき OSINFOR が 267 のオペレーション・計画 (計 10.3 万 ha) の現場検査を行い、以下の結果が報告された (OSINFOR, 2016)。

- 2015 年に伐採・搬出された 60 万 m³ の 71% に相当する 43.2 万 m³ の木材が違法に伐採された。
- 伐採許可のない森林から 9 万 5 千本の樹木が違法に伐採され、その金額は 5.1 千万米ドルに達する。
- 伐採許可された樹木のうち 20,895 本は、オペレーション計画で示された伐採地には存在しなかった (これにより、計画地外で違法に伐採された樹木が、伐採許可をうけたものとして書類上で合法化される)。その 90% がロレート州、10% はウカヤリ州で発生した。
- ローカル・フォレスト管理契約の森林管理計画に、上記の計画上にしか存在しない樹木の 61.5% が含まれた。

(2) MC-SNIFFS (国家森林・野生動物情報システム - コントロール・モジュール)

森林情報の整理と改善のために、SERFOR は米国国際開発庁 (USAID) と米国森林

³⁴ 聞き取り調査：FSC Peru (2017 年 8 月 9 日)

局（USFS）の支援を受けて、国家森林・野生動物情報システム（Sistema Nacional de Informacion Forestal y de Fauna Silvestre：SNIFFS スペイン語略称）の開発を 2013 年から開始した³⁵。米国政府と 2007 年に結ばれた貿易促進に関する合意（US-Peru Trade Promotion Agreement：PTPA）の下、違法伐採対策を目的に開発が進んでいる。

SNIFFS の一部であるコントロール・モジュール（MC-SNIFFS）は、丸太の追跡性を支援するシステムであり、木材製品の生産・流通情報をオンラインで統合管理するプラットフォームとして開発され、2015 年に木材生産・加工の重要なルート（ロレート州→ウカヤリ州→ウアヌコ州→リマ）で 6 社が参加し、試験的に導入された。

MC-SNIFFS は、木材製品の様々な段階（Titulo habilitante－森林伐採－輸送－1 次加工－輸送）のインプット・アウトプット情報をオンライン上で統合・共有することから、川上から川下までの生産量や樹種に関する整合性の確認に貢献すると言われる。また MC-SNIFFS にアクセス権を持った機関は、森林管理計画の提出・承認プロセスの経過を随時確認することが出来る。つまり、SERFOR や OSINFOR は、州政府が承認した森林管理計画を随時レビューすることが可能となる。さらに、情報入力者や承認者を記録することにより、文書の虚偽による違法伐採を防止することが出来る³⁶。

2017 年 11 月時点において、システムは構築中である。合法木材の普及と違法木材の排除などが期待されるが、木材輸送チェックポイントのインターネットへのアクセスが非常に限られている等、地方でのインフラの整備が SNIFFS 構築と運用の課題として挙げられる。また、企業からは、複雑なオンライン情報管理システムに対し、現場の能力を考慮し疑問視する声もある³⁷。

（3）米国・ペルーの貿易促進に関する合意（US-Peru Trade Promotion Agreement：PTPA）と違法木材問題

米国とペルー政府は、貿易促進に関する合意（PTPA）を 2007 年に結んだ（2009 年から実施）。PTPA の枠組には、「森林アネックス（Forest Annex）」と呼ばれる、森林ガバナンスの強化と森林と野生動物に由来する製品の合法的な生産と貿易のための取り組みが含まれる。本合意において、環境保全に関する二国間協定プログラム（Environmental Cooperation Agreement：ECA）の下、SNIFFS の開発が開始された。さらに 2009 年、森林アネックスの実施とペルーの木材の合法性を監督するため、米国政府内に木材委員会（Interagency Committee on Trade in Timber Products from Peru）が設立された。

同委員会は、森林アネックス第 7 条に基づき、2016 年にペルー政府に対して、2015 年 1 月に Nave Yacu Kallpa 船によって米国に向けて輸出された木材 3.2 万 m³ の合法性の検証実施を要求した。これら木材はロレート州の 12 の Titulo habilitante（コンセッション：8、先住民族：2、ローカル・フォレスト：2）の森林管理計画に基づいて伐採された。OSINFOR、SERFOR、ロレート州政府及び SUNAT による現場とサプラ

³⁵ SNIFFS（国家森林・野生動物情報制度）：<http://www.serfor.gob.pe/centro-de-informacion/sistema-de-informacion>

³⁶ 聞き取り調査：USAID（2017 年 8 月 10 日）

³⁷ 聞き取り調査：Bozovich Peru（2017 年 8 月 8 日）

イ・チェーン検査の結果、80%に相当する 6 万 m³ の木材の違法性が判明した (OSINFOR, 2016)。

ペルー政府は、違反した 12 の *Título habilitante* に対してコンセッション・ライセンスや許可の停止、または罰則を課した。米国の木材委員会は、法整備やアマゾン・オペレーション、OSINFOR の活動等の近年のペルー政府の違法木材対策を考慮し、森林アネックス実施促進と引き続き違法木材対策を支援することを決定した (Interagency Committee on Trade in Timber Products from Peru, 2016)。

引用文献

- Cisneros, P., and McBreen, J. (2010) *Overlap of Indigenous Territories and Protected Areas in South America: Executive Summary*. International Union for Conservation of Nature (IUCN)
- Comisión Multisectorial (2015) *Hacia una estrategia nacional sobre bosques y cambio climático*
- EIA (2012) *The Laundering Machine: How Fraud and Corruption in Peru's Concession System Are Destroying the Future Of Its Forests*. Environmental Investigation Agency (EIA)
- European Timber Trade Federation (2016) *Gateway to international Timber Trade: Peru*.
- FAO (2015) *Global Forest Resources Assessment 2015*. Roma; Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO)
- FAO (2017) Indigenous peoples: Peru <http://www.fao.org/indigenous-peoples/country/PER/en/?iso3=PER>
- FSC Perú (2017a) *Compras Responsables de Madera en el Perú: Guía para organizaciones públicas y privadas*
- FSC Perú (2017b) *Rutas Para La Exportación De Madera*
- ILO (2015) *Los trabajadores agrarios y la seguridad social en salud en el Perú*. International Labour Organisation
- Interagency Committee on Trade in Timber Products from Peru (2016) *Statement Regarding July 2016 Timber Verification Report from Peru*
- ITTO (2011) *Status of tropical forest management 2011-Peru. The International Tropical Timber Organization (ITTO)*.
- Ministry of Environment (2014) *Forest Carbon Partnership Fund (FCPF) Readiness Preparation Proposal (R-PP)*
- NEPCon (2017) *Timber Legality Risk Assessment: Peru version 1.1, May 2017*. Nature Economy and People Connected
- Oliver, R. (2013) *Evaluation and scoping of EU timber importers and imports from South America*. Traffic International
- OSINFOR (2015) *Resultados de las supervisiones y fiscalizaciones efectuadas por el OSINFOR en el marco del Operativo Internacional "Operación Amazonas 2014"*. Organismo de Supervisión de los Recursos Forestales y de Fauna Silvestre
- OSINFOR (2016) *Resultados de las supervisiones y fiscalizaciones efectuadas por el OSINFOR en el marco del Operativo Internacional "Operación Amazonas 2015"*. Organismo de Supervisión de los Recursos Forestales y de Fauna Silvestre
- Piu HC and Menton M. (2014) *The context of REDD+ in Peru: Drivers, agents and institutions*. Occasional Paper 106. Bogor, Indonesia: CIFOR.
- SERFOR (2016) *Perú Forestal en Números 2015*. Servicio Nacional de Áreas Naturales Protegidas por el Estado

Traffic (2014) *Peru: Briefing Document*

USAID (2016) *Final Report October 2011-December 2016: Environmental Management and Forest Governance Support Activities (Peru Bosques)*

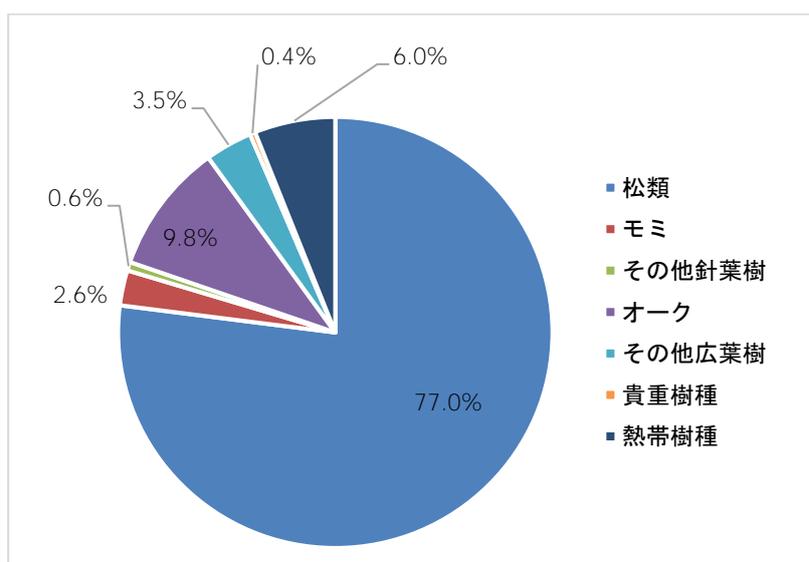
4.6 メキシコ

4.6.1 木材等の生産及び流通の状況

1) 森林管理及び木材生産・消費の現況

メキシコの国土面積（1.94 億 ha）の 71.2%に相当する 1.38 億 ha が植生に覆われ、その内、温帯・冷温帯林は 3.4 千万 ha（24.6%）、熱帯林は 3.16 千万 ha（22.9%）それぞれ分布する（CONAFOR, 2017a）。森林面積の約 11%に相当する 0.74 千万 ha が生産林として区分され（CONAFOR, 2012）、自然保護地域（Áreas Naturales Protegidos: ANPs）が 182 箇所（合計 9.08 千万 ha¹）設定される（CONANP, 2017）。FAO の推定によると、約 1.87 千万 ha の森林が未区分の状況にある（FAO, 2012）。

政府の統計情報によると、2004 年から 2015 年にかけてメキシコの年間木材生産量は 5.6 百万～6.9 百万 m³と推定され、樹種別では、松類（77%）、オーク（9.8%）、モミ類（2.6%）、熱帯樹種（6.0%）、貴重樹種（0.4%）という内訳であった（SEMARNAT, 2016）。生産量の最も高い松類には、アリゾナ松（*Pinus arizonica*）や、ドゥランゴ松（*Pinus durangensis*）、アパッチ松（*Pinus engelmannii*）が含まれる。熱帯樹種では、ブラックポイズンウッド（*Platymiscium yucatanum*）、サポディージャ（*Manilkara zapota*）、グラナディージャ（*Platymiscium yucatanum*）、マチチェ（*Lonchocarpus castilloi*）、グレゴリーウッド（*Bucida buceras*）、カタロックス（*Swartzia lindelli*）、ジリコッテ（*Cordia dodecandra*）等が木材に利用される。また、熱帯地方で伐採される商業的価値の高い貴重樹種として、マホガニー（*Switenia macrophylla*）とセドロ（*Cedrela odorata*、*Cedrela mexicana*）が挙げられる。



出典：SEMARNAT (2016)

図 4.6.1 メキシコにおける樹種別の木材生産量割合（2004 年～2015 年）

¹ 自然保護地域には、海洋地域も含まれる。

地域別では、丸太のほとんどが北部、中部の温帯・冷温地域に分布する松やオークの天然林から生産される。2015年の州別の生産量は、ドゥランゴ州（28.5%）、チワワ州（18.1%）、ミチョアカン州（7%）、ハリスコ州（6.7%）、オアハカ州（6.7%）という順であり、これら州で木材生産の67%を占めた（CONAFOR, 2017b）。熱帯林は、主に南東部に位置するユカタン半島のキンタナ・ロー州、カンペチェ州、ユカタン州に広がる。面積的には狭いが、熱帯林はタバスコ州、ナヤリト州、ハリスコ州、コリマ州、ミチョアカン州、オアハカ州、チアパス州、ベラクルス州にも分布する。マホガニーとセドロ等の貴重樹種は、ベラクルス州、キンタナ・ロー州、チアパス州で伐採される。

FAO（2010）の報告によれば、2010年の人工林の面積は温帯林、熱帯林合わせて3.2百万haと推定され、全森林面積の約4.9%を占めた。熱帯地方における主な造林樹種は、ユーカリ類（*E. urophylla*, *E. grandis*, *E. urograndis*）、メリーナ（*Gmelina arborea*）、パラゴム（*Hevea brasiliensis*）が挙げられ（JOFCA, 2013）、熱帯地域以外では松類の植林がほとんどである。近年は、経済的価値の高いマホガニー、セドロ、チーク（*Tectona grandis*）の造林が増加傾向にある。

政府の統計によると、メキシコの木材製品生産量は566万m³（2014年）、612万m³（2015年）であり（SEMARNAT, 2016）、その95%が天然林から生産されたと推定される²。製品タイプ毎生産量では、70%以上が製材である（表4.6.1）。

表 4.6.1 木材製品タイプごとの生産量（m³）

木材製品		2014年	2015年
製材		4,121,153	4,483,631
セルロース		455,037	490,046
ベニア・合板		212,534	272,813
柱		175,773	154,797
燃料	蒔	269,905	265,523
	炭	430,531	455,432

出展：SEMARNAT（2016）

2) 木材貿易の現況

メキシコはブラジル、ペルーに次ぎ中南米で第3位の森林面積を有するが（FAO, 2015）、その国内消費量の約70%を海外からの輸入材に頼っている。2015年の木材自給率は32%（紙製品を含むと44%）と推定される（表4.6.2）。

メキシコの林業、木材貿易の状況には、政府が促進する自由貿易が大きな影響を与えてきた。メキシコは、1994年1月に発足した米国・カナダとの北米自由貿易（NAFTA）をはじめ、46カ国と自由貿易協定（FTA）を結んでいる³。木材生産のほとんどが、地

² 聞き取り調査：SEMARNAT（2017年10月13日）。

³ 日本とは2005年に経済連携協定（EPA）を締結した。

域社会共同体が管理する小規模な林業に由来し、米国、カナダ、チリ、ブラジル等の主要な木材輸入先で行われる大規模で機械化された林業に対する競争力の不足が問題となっている。特に、投資環境、機械化、効率と経営能力が課題として挙げられ（CONAFOR, 2012）、最大の木材貿易相手国である米国に比べて、メキシコの用材生産コストは35%~40%高いことが指摘される（JOFCA, 2013）。

2015年の国内消費量は19.3百万m³であり、ほとんどの木材生産量は国内市場向けであるが、輸出も行われる（表4.6.2）。同年のメキシコの木材製品輸出総額は4.15億米ドルであり、木材製品輸入額（16.29億米ドル）の約4分の1であった。2014年から2016年にかけて、輸出額別で木材の輸出先は、1位米国（90.2%）；2位カナダ（1.53%）；3位中国（1.14%）であり、米国に向けた輸出がほとんどを占める⁴。製品別では、乾燥板材は米国、カナダ、EU、ペルーに対して、柱材はチリに向けて多く輸出される。量は少ないものの、経済的価値の高いマホガニーやセドロからは高級家具が生産され、輸出されている。

表 4.6.2 2015年における生産、輸出入、国内消費（丸太100万m³換算量）

製品	板材	セルロース*	合板・ベニア	柱、杭、木樁	燃材（薪、炭）	枕木	計①	紙	計②
国内生産量	4,200	490	273	155	721	283	6,122	17,012	23,134
輸入量	6,107	6,516	3,287	51	10	42	16,012	18,797	34,809
輸出量	1,349	742	78	138	520	24	2,851	2,593	5,444
国内消費量	8,958	6,264	3,481	68	210	301	19,283	33,216	52,499
自給率	47%	8%	8%	228%	343%	94%	32%	51%	44%

*セルロース生産に使われる木毛及び木粉を含む、計①：紙製品を含まない、計②：紙製品を含む
出典：SEMARNAT（2016）

⁴ 聞き取り調査：JETROメキシコ事務所（2017年10月2日）

4.6.2 森林管理及び合法木材に関連する法令及びその運用

1) 森林管理及び合法木材に関連する行政の体制

森林を含む天然資源行政を管轄するのは環境・天然資源省（Secretaría de Medio Ambiente y Recursos Naturales：SEMARNAT スペイン語略称）である。森林所有者が森林利用のために必要な森林管理プログラム（Programa de Manejo Forestal）の承認や木材の輸送許可、製材所設立の許可、製材の輸送許可を発行する。また SEMARNAT はワシントン条約（CITES）の管理当局としての役割を持ち、CITES に指定された樹種の輸出入許可書等の発行を行う。

SEMARNAT の外局である連邦環境検察局（Procuraduría Federal de Protección al Ambiente：PROFEPA スペイン語略称）は、自然資源が法制度に基づき適切に管理、利用、保全されているか検査を行う機関である。PROFEPA は、森林伐採現場、製材所、税関で丸太と木材製品の合法性について検査を行う。

森林の持続的管理を促進し、関連政策、計画、プログラムを策定・実施するのは、国家森林評議会（Comisión Nacional Forestal：CONAFOR スペイン語略称）である。CONAFOR は、SEMARNAT の外局として 2001 年に設立された。CONAFOR は森林管理、山火事対策、森林証明書のほか、生態系サービスに対する支払い（PES）や森林減少・劣化からの温室効果ガス排出削減（REDD+）の責任機関でもある。

生物多様性の課題に国家として取り組むために、国家生物多様性評議会（Comisión Nacional para el Conocimiento y Uso de la Biodiversidad：CONABIO スペイン語略称）が、分野横断的機関として 1992 年に設立された。CONABIO は、CITES の科学当局としての役割を持ち、SEMARNAT が管理当局を担当する。

行政機関ではないが、CONAFOR のイニシアティブによって森林管理ユニット（Unidad de Manejo Forestal: UMAFOR スペイン語略称）の設立が 2004 年から進められる。森林管理ユニットは、森林基本法第 112 条で規定され、森林管理レベルでは効率的に対処できない山火事や病虫害対策を含め、地域の持続的森林管理の促進と森林資源保全を目的に、ランドスケープ・レベル、または郡レベルで設立される。しかしながら、2017 年 10 月時点で森林管理ユニットが機能している州はチワワ州とドゥランド州だけである。森林管理ユニットの資金は CONAFOR の補助金であるが、いくつかの森林管理ユニットでは、参加する森林所有者から運営資金が出資される。

メキシコには 31 州と 1 連邦区があるが、森林政策を策定する SEMARNAT、検査を担当する PROFEPA、森林管理を促進する CONAFOR などの連邦政府機関に比べて州政府の森林行政に関する役割と責任は限られている。

2) 関連法令及び必要書類等

森林管理に関する主な法令を表 4.6.3 に取りまとめる

表 4.6.3 メキシコの森林管理に関連する主要な法令

法令	森林管理に関する内容	リンク先
メキシコ合衆国憲法 (Constitución Política de los Estados Unidos Mexicanos) (1997年改正)	森林を含む自然資源の所有権、利用と保全に関わる基礎的な法的枠組みを示す。	http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/1_240217.pdf
農業法 (Ley Agraria) (1992年制定、2017年改正)	土地と資源管理について (エヒードとコミュニティの土地所有権を含む) 規定する。	http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/13_270317.pdf
森林基本法 (Ley General de Desarrollo Forestal Sustentable y su Reglamento) (2003年制定)	森林資源と生態系サービスの保全、回復と持続的利用の促進を目的とする (2017年10月時点で、改正案が国会で議論される)。	https://www.gob.mx/cms/uploads/attachment/file/147860/Reglamento_de_la_Ley_General_de_Developmento_Forestal_Sustentable.pdf
環境保全基本法 (Ley General del Equilibrio Ecológico y la Protección al Ambiente) (1998年制定、2017年改正)	土壌、水、森林を含む自然資源の保全、回復、持続的利用について規定する。	http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/148_240117.pdf
野生動物基本法 (Ley General de Vida Silvestre) (2000年制定、2016年改正)	種の保全とリスクの見地から木材・非木材林産物の持続的利用と保全を規定する。	http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/146_191216.pdf
持続的地域開発法 (Ley de Desarrollo Rural Sustentable) (2001年制定、2012年改正)	生態系サービスへの支払い (PES) を規定する。	http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/235.pdf
気候変動基本法 (Ley General de Cambio Climático) (2012年制定、2016年改正)	エネルギー、ガス、交通、農業、製造産業、廃棄物処理と共に、森林を気候変動緩和のための優先セクターと位置づける。	http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/LGCC_010616.pdf

(1) 合法的な伐採権

① 土地所有権

メキシコの土地所有権は、公的所有、私的所有、共同体的所有の3つに区分できる。1917年に制定されたメキシコ憲法第27条は、「すべての土地と水資源は元来国家に属し、国家は私有財産としてそれらの所有権を個人に譲渡する権利を有する。」と規定する (CONAFOR, 2016)。

メキシコでは、社会革命の根幹として1915年～1940年にかけて実施された農地改革 (石井, 2006) の結果、森林の70%が約7500の社会共同体により集団的に所有・管理されていると推定され (FAO, 2010; Corbera et al, 2011)、地域住民による社会林業はメキシコの特徴となっている (McDermott et al, 2010)。地域共同体による土地所有には、エヒード (Ejido) と呼ばれる農民グループの所有する土地と先住民族グループを含む地域コミュニティが所有する土地が含まれる:

- エヒード: メキシコ革命体制下に進められた農地改革で、地域の農民共同体に対して分配された土地とともに、その土地及び水利権を受けるために結成された社会的共同体を示す (谷, 2013)。エヒードの土地は、集団的に管理される共有地 (Tierras de uso común) とエヒードのメンバーが個別に管理、耕作する耕

地 (Parcela)、そして居住区に分けられ、森林は共有地として取り扱われる。エヒードの統治構造は法によって定められており、年に 1~2 回開催される総会 (Asamblea General) が最高位の意思決定メカニズムであり、執行機関としてエヒード委員会 (Comisariado ejidal)、監査機関として監査委員会 (Consejo de vigilancia) が設置される。エヒードの総会で投票権を有するメンバーはエヒダタリオ (ejidatario) と呼ばれ、耕作権を持ち、共有地である森林から得られる経済的利益を受けることが出来る。投票権と耕作権を持たないが、当該エヒードで働く農民はアベシンダード (avecindado)⁵ と呼ばれる。

- 地域コミュニティが共同体として所有する土地：スペインによる植民地化が始まる以前に先住民族グループや農民グループが共同的に所有していた土地で、農地改革を通じて返却された土地。エヒードと地域コミュニティによる集団的土地所有は、制度的に違いが小さく、総会による意思決定メカニズムや統治構造など、体制についてはほぼ同じだと捉えられる (谷, 2013)。

1992 年の憲法第 27 条改正により農地所有制度が抜本的に変更され、エヒードやコミュニティによって所有される土地のうち、個人所有の土地権の売却・貸与・担保化が可能になった (Corbera et al, 2011)。また同改正により、土地所有に関する制限が大幅に緩和され、民間企業は 2 万 ha の森林の所有が認められる。FAO (2010) の報告によると、企業や個人による個人所有は森林全体の約 26%、連邦政府等により公的に所有される森林は 4%と推定される (表 4.6.4)。政府機関の所有する森林のほとんどは、自然保護地域に指定され、連邦・州・郡政府機関が管轄する。

表 4.6.4 メキシコの土地所有権タイプと森林面積

土地所有権タイプ	所有者	森林面積 (ha)	割合
公有	連邦・州・郡政府、国営企業等	2,592,080	4%
私的所有	民間企業、個人、	16,848,520	26%
共同体的所有	エヒード、コミュニティ	45,361,400	70%

出典：FAO (2010) に基づき作成

② コンセッション・ライセンス

メキシコでは木材生産のためのコンセッション制度は実施されていない (NEPCon, 2017)。森林コンセッション制度は 1940 年から開始され、国有企業や民間業者による森林経営・伐採が行われた。しかしながら、1986 年の森林基本法改正によってエヒードやコミュニティの森林利用が促進され、コンセッション制度は廃止された (Merino, 2001)。

③ 森林管理・伐採計画

森林管理・伐採は、森林基本法 (73 条と 84 条) にて提出が必要な文書と手続きが

⁵ エヒダタリオの人数はアベシンダードに比べて少ない。チワワ州のエヒードである Ejido El Caldillo では、エヒダタリオ 242 人に対してアベシンダードが 2800 人存在する。

規定され、その承認は SEMARNAT が行う。天然林の管理・伐採は、10 年または 15 年間の管理計画である“森林管理プログラム (Programa de Manejo Forestal)”に基づき実施される。エヒードや地域コミュニティなどの森林所有者は、国家森林レジストリー (Registro Nacional Forestal) ⁶に登録された森林技師 (Prestador de Servicios Técnicos Forestales) に依頼し、森林管理プログラムを策定する。

森林管理プログラムに含まれる内容とその基準は、SEMARNAT の規則「NOM-152-SEMARNAT-2006」⁷にて定められ、森林インベントリー、区画分け、年間伐採予定量、伐採方法、伐採の最小胸高直径サイズ、搬出方法、林道計画、輸送方法と輸送先、山火事対策、病虫害対策、更新 (植林) 方法、環境インパクト対策等が必要な情報として求められる。また、土地所有権を示す法的文書や土地権について紛争がないこと宣誓する文書もプログラムの一部として提出が義務づけられる。

プログラムの対象となる森林に 20ha 以上の熱帯林や自然保護地域が含まれる場合、または、更新の難しい樹種、CITES やメキシコ国内で定められた保全対象樹種⁸が伐採対象となる場合は、環境保全基本法に基づき環境インパクトに関する申告書 (Manifestación de Impacto Ambiental) の提出が必要となる。

なお、森林プランテーションの場合には、森林管理プログラムの代わりにプランテーション登録証明書 (Constancia de Registro) と略式森林プランテーション管理プログラム (Programa de Manejo de Plantación Forstal Simplificado) を SEMARNAT に提出する。

④伐採許可

森林基本法第 76 条に従って、州の SEMARNAT 州事務所が提出された森林管理プログラムを審査し、受理から 60 日以内に承認または非承認の結果を通知する。さらに SEMARNAT は、年間伐採量の上限を含む伐採許可を発行する。承認された森林管理プログラムと関連規則に従い、森林技師は伐採予定木インベントリー (Relación de marqueo) (図 4.6.2) を作成し、伐採する木に印をつける。伐採予定木インベントリーは、丸太を輸送する際に義務付けられる丸太輸送許可証 (Remisión forestal) を申請するために必要となる。

⁶ メキシコ国家森林レジストリー (Registro Nacional Forestal) :

<http://www.cnf.gob.mx:8090/snif/portal/registro-forestal-nacional>

⁷ NOM-152-SEMARNAT-2006: http://dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5064731&fecha=17/10/2008

⁸ NOM-059-SEMARNAT-2010:

http://www.profepa.gob.mx/innovaportal/file/435/1/NOM_059_SEMARNAT_2010.pdf

図 4.6.2 伐採予定木インベントリー（Relación de marqueo）

(2) 納税と使用料支払

①ロイヤルティの支払と伐採手数料

森林伐採には、伐採許可手数料が課せられる。手数料は森林植生タイプ（温帯林または乾燥林）と伐採量（m³）に基づき SEMARNAT が定める（表 4.6.5）。熱帯林や自然保護地域、また更新が難しい樹種が対象の場合は、伐採許可の代わりに、環境インパクト申告書の策定が必要となる。環境インパクト申告書は、SEMARNAT が規定するインパクトのレベル⁹に応じた手数料が課せられる（表 4.6.5）。

表 4.6.5 伐採手数料及び環境インパクト申請書手数料

手数料タイプ	森林植生	伐採量(m3)	手数料 MXN (JPY)
伐採許可	温帯林・冷温帯林	500-1000 m ³	\$3,740 (22,216 円)
		1000-5000 m ³	\$5,112 (30,365 円)
		5000 m ³ 以上	\$6,545 (38,877 円)
	乾燥林	500-1000 m ³	\$2,636 (15,658 円)
		1000-5000 m ³	\$3,193 (18,966 円)
		5000 m ³ 以上	\$4,139 (24,586 円)
環境インパクト申告書	熱帯林、CITES 樹種、NOM-059、自然保護地域 (ANPs)	小(環境インパクト)	\$23,343 (13,657 円)
		中(環境インパクト)	\$46,687 (277,321 円)
		大(環境インパクト)	\$70,031 (415,984 円)

※5.94 円/メキシコペソで計算：<https://www.oanda.com/lang/ja/currency/converter/>
 出典：FAO (2012)

②付加価値税とその他売上・販売税

他の製品と同様に、木材に付加価値が加えられるとき、または支払いの際に 16%の

⁹ SEMARNAT：<https://www.gob.mx/semarnat/documentos/tramite-semarnat-04-002-a>

付加価値税（Impuesto al Valor Agregado: IVA スペイン語略称）が課せられる（FAO, 2012）。ただし、原料（立木や丸太）には付加価値税は適用されない（NEPCon, 2017）。

③収入及び利益税

事業者の組織形態によって、年間利益の 30%の利益税（Impuesto Sobre la Renta : ISR スペイン語略称）または、収入の 17.5%である法人税（Impuesto Empresarial a Tasa Unica : IETU スペイン語略称）が適用される（FAO, 2012）。

（3）伐採施業

① 林業（木材伐採）規則

森林基本法と関連規則によって定められる原則や基準、手続きに従い、伐採には SEMARNAT の承認が必要となる。天然林施行に適用される森林管理プログラムの内容とその実施については、「NOM-152-SEMARNAT-2006」⁷が規定する。また、輸送と保管に関する手順や基準については「NOM-005-RECENAT」¹⁰が示す。

森林管理プログラムが承認された後、森林技師は、伐採予定木インベントリー（図 4.6.2）を SEMARNAT に提出し、森林で伐採予定木に印をつける（図 4.6.3）。



図 4.6.3 伐採された松（伐採予定を示す印：根元）

SEMARNAT による伐採許可の有効期限は、毎年 12 月 31 日までである。一般的には、翌年の 1 月に森林技師は年間報告書（Informe annual）（図 4.6.4）を作成し、伐採・保全・山火事対策等の森林管理プログラムに基づき実施した活動について SEMARNAT に報告する。年間報告書の提出は、新たな森林伐採許可を得るために必要とされる。

¹⁰ NOM-005-RECENAT : <http://www.profepa.gob.mx/innovaportal/file/3300/1/nom-005-semarnat-1997.pdf>

Secretaría de Medio Ambiente y Recursos Naturales
Subsecretaría de Gestión para la Protección Ambiental
Dirección General de Gestión Forestal y Suelos

Informe anual sobre la ejecución, desarrollo y cumplimiento del programa de aprovechamiento forestal
SEMARNAT-03-011

Nombre(s) del formato	Fecha de publicación del formato en el DOF
FF-SEMARNAT-05B	17 / 10 / 2016 DD / MM / AAAA
Lugar de la solicitud	Fecha de la solicitud
Hidalgo del Parral, Chihuahua	01 / 02 / 2017 DD / MM / AAAA

I. Datos generales del solicitante

CURP (Personas físicas)	Nombre(s):
RFC: ETES11014NCS	Primer apellido:
RUPA (Opcional)	Segundo apellido:
Persona física	Nombre(s):
Nombre(s):	Primer apellido:
Primer apellido:	Segundo apellido:
Segundo apellido:	Domicilio y dirección de contacto
Persona moral	Código postal:
Denominación o razón social:	Calle:
Estado El Tecuán	Domicilio Conocido
Representante legal (De ser el caso)	Número exterior:
Nombre(s): Rogelio	Número interior:
Primer apellido: Vargas	Colonia:
Segundo apellido: Quiñones	Ciudad o población:
Persona(s) autorizada(s) para sí o recibir notificaciones	Municipio o delegación:
Nombre(s):	Tamaulipa
Primer apellido:	Estado:
Segundo apellido:	Durango
	Clave Lada:
	Teléfono:
	Extensión:
	Teléfono móvil (opcional):
	Correo electrónico (para recibir notificaciones):

De conformidad con los artículos 4 y 69-A1, fracción V de la Ley Federal de Procedimiento Administrativo, los formatos para solicitar trámites y servicios, deberán publicarse en el Diario Oficial de la Federación (DOF)

Contacto:
Av. Felipe Pescador 225, Cto. Arboles,
Ciudad de México, México, D.F. 06702
C.P. 11023, Tel: (55) 54 54 00 00

Página 1 de 23

図 4.6.4 年間報告書 (Informe annual)

森林基本法と環境基本法に基づき、PROFEPA は伐採現場、輸送、集積場、製材所等の検査を行う。検査対象は、丸太や製材等であり、紙やパルプは含まれない。

森林管理については、森林管理プログラム、伐採予定木インベントリー、年間報告書を確認し、伐採面積の2%に相当する面積をサンプリング調査する。サンプリング調査では、土地利用、伐採量、そして持続的森林管理について検証が行われる。具体的には、PROFEPA の検査官は、予定された樹木だけが伐採されたかどうか確認し、伐採箇所の直径から伐採量を推定する。さらに、更新状況や防火対策が行われているかどうか確認し、関連規則が遵守されたかどうか検査する。なお、PROFEPA の業務は、林業だけでなく、廃棄物処理、野生動物、海洋資源、環境インパクトなど多様な環境・自然資源を対象とする。約 500 人の検査官が全国で活動するが、広大な面積と多様な検査対象から人材の不足が指摘されており、すべての森林管理プログラムが定期的に検査、モニタリングされるわけではない¹¹。

②保護地域及び樹種

メキシコでは、182 の自然保護地域が設定され、総面積は 9.08 千万 ha に及ぶ。自

¹¹ 聞き取り調査：Servicio Técnicos para Productores Forestales S.A (2017 年 10 月 11 日)

自然保護地域は 1996 年に改正された環境保全基本法に基づき、生物多様性条約 (CBD) に対応するよう 6 つのカテゴリに分類され、海洋地域も保全地域に含まれる (表 4.6.6)。

表 4.6.6 メキシコの自然保護地域 (Áreas Naturales Protegidas: ANPs)
(2017 年 7 月時点)

自然保護地域	数	面積 (ha)	保護地域全体に占める割合 (%)
生物圏保護区 (Reserva de la biosfera)	45	77,761,531	85.60
国立公園 (Parque Nacional)	66	1,411,319	1.55
自然史跡 (Monumento natural)	5	16,269	0.02
天然資源保護区 (Área protectora de RN)	8	4,503,345	4.96
動植物相保護区 (Área de Protección de Flora y Fauna)	40	6,996,864	7.70
保護区 (Sanctuario)	18	150,193	0.17
合計	182	90,839,521.55	100.0

出典 : CONANP: http://sig.conanp.gob.mx/website/pagsig/datos_anp.htm

自然保護地域を管轄するのは、国家自然保護地域評議会 (Comisión Nacional de Áreas Naturales Protegidas : CONANP スペイン語略称) である。自然保護地域で可能な活動には、調査、バイオテクノロジーに関する利用、森林資源の活用、漁業、水資源、観光業、撮影、鉱山資源の活用が挙げられるが、環境インパクト申請書の提出と特別許可が必要となる。

樹種の保全に関連して、SEMARNAT は、生物多様性の保全を目的とした国内基準「NOM-059-SEMARNAT-2010」⁸を策定し、リスクに基づき 4 つのカテゴリと該当野生動植物種を特定している :

- すでに絶滅したと考えられる野生動植物種 / Probablemente extinta en el medio silvestre (E) : 49 種 :
- 絶滅の恐れがある野生動植物種 / En peligro de extinción (P) : 475 種
- 生存が脅かされている野生動植物種 / Amenazadas (A) : 896 種
- 特別の保護対象となる野生動植物種 / Sujetas a protección especial (Pr) : 1,185 種

「NOM-059-SEMARNAT-2010」のリスク・カテゴリに該当する樹種を伐採する場合は、野生動物基本法に従い、SEMARNAT の環境管理ユニット (Environmental Management Unit: UMA スペイン語略称) の許可が必要となる。

② 環境配慮事項

森林基本法は、森林管理プログラムを策定する際の配慮すべき環境的事項を定め、該当する場合には、保護区や伐採禁止区域を設定することを義務付ける。天然林施業における環境配慮事項として、伐採による動植物相のリスク、年間成長量、回復性などが含まれる。そうした事項を考慮して、森林管理プログラムでは、伐採方法、伐期、使用機材、植生回復方法、植林、山火事対策、病虫害対策等を明確に示す必要がある。

環境インパクト申請書は環境基本法（第 30 条）によって規定され、環境インパクト評価制度の下に位置づけられる。環境インパクト申請書は以下の場合に提出が求められる：

- 森林、天然林、乾燥・半乾燥地における土地利用変化
- 外来樹種を使った 20ha 以上の森林プランテーション
- 更新が難しい樹種の伐採
- 自然保護地域での森林伐採
- 湿潤地、マングローブ、湖沼、河川、海岸地域での工事や活動

環境インパクト申告書では、活動によって生じ得る生態系に対する影響、影響を受ける生態系、予防策、そして影響を軽減するための方策を説明することが求められる。また、環境基本法（第 35 条）により、州政府や郡政府は、地方レベルの環境影響評価が必要となる特定の活動を定めることが出来る。

④安全衛生

労働者の安全衛生は、労働・社会福祉省（Secretaría del Trabajo y Previsión Social : STPS スペイン語略称）の管轄である。STEPS の規則「NOM-008-STPS-2013」¹²は、森林伐採、保管・輸送、加工における労働の安全と衛生に関するガイドラインを示す。同規則は、雇用者と労働者の責任を明らかにし、伐採に関する安全防具、伐採と輸送に関する安全対策、機械の安全使用、農薬の使用について規定する。

森林労働者の多くは、エヒードや地域コミュニティのメンバーか周辺地域からの労働者である¹³。安全衛生に関する公式な統計データは存在しないが、NEPCon（2017）の報告によると、森林認証を受けた森林管理以外では、安全対策は十分に採られていないことが指摘される。

⑤合法的な雇用

林業セクターの雇用には、2つのタイプがある：

- エヒードまたはコミュニティに雇用される場合：一般的に労働者はエヒードやコミュニティのメンバー、または周辺地域の住民である。雇用は、エヒードまたはコミュニティの内部規則と最高意思決定機関である総会の決定に従う；
- 伐採事業者や製材所に雇用される場合。

いずれの場合でも、林業セクターの雇用は、連邦労働法（Ley Federal de Trabajo）¹⁴によって以下の規則の遵守が義務付けられる：

- 18 歳未満の雇用を禁止する；

¹² 林業セクターの安全衛生に関する規則（NOM-008-STPS-2013）：
http://www.dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5320271&fecha=31/10/2013

¹³ 聞き取り調査：UMAFOR Balleza（2017 年 10 月 10 日）

¹⁴ メキシコ連邦労働法（Ley Federal de Trabajo）：
http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/125_120615.pdf

- 女性も男性と同様の労働権利を有する；
- 労働条件を書面で示す；
- 労働者の権利（勤務時間、休日、給与等）を保証する。

林業セクターではないが、López (2006) の報告によると、メキシコの農業セクターにける未成年者の労働問題が指摘される。PROFEPA による森林管理と製材所の検査は、主に、環境基本法が遵守されているかどうかの検査であり、労働の合法性、安全と衛生等は検査対象として重要視されていない¹⁵。

(4) 第三者の権利

①慣習的な権利

慣習的な権利に関する特定の法令はない。しかしながら、土地所有に関する法的枠組みにおいて、先住民族は、エヒードや非先住民族コミュニティと同じ権利を有すると考えられる。メキシコ憲法第2条は、先住民族の自治権を認めている。さらに、農業法第146条は、先住民族の土地は法に従い守られるべきと明記し、森林基本法第2条は、先住民族の森林資源の利用権を尊重すると示す。

②FPIC（自由で事前の十分な情報に基づく同意）

FPICに関する特定の法令はない。エヒードとコミュニティは総会という民主的な意思決定メカニズムを通じて共有地や森林管理に関する情報共有、コンサルテーション、意思決定を行う（NEPCon 2017）。ただし、エヒードの制度では、投票権や耕作権を持たないアベシンダードの意思決定プロセスへの参加は限られる。

③先住民族の権利

2010年に実施された戸籍調査によると、メキシコ総人口の14.9%に相当する6,102,646人が先住民だと推定される（NEPCon, 2017）。

メキシコは、先住民族の権利に関する国際連合宣言（2007年）の署名国であり、メキシコ憲法は、先住民族の社会・経済・文化的価値を認め、彼らの習慣と自治権を考慮すると明記する。さらに農業法や森林基本法は、先住民族の土地所有権と自然資源へのアクセス権を認めている。このように法的には先住民族の権利は保証されているが、実際には彼らの土地所有権や資源へのアクセスに対する侵害が報告される（Corbera et al, 2013; NEPCon, 2017）。土地権に関する紛争を解決するためにメキシコ政府は、1992年に農業裁判所を設立した。また、SEMARNATは土地所有権に関して紛争が認められる場合には、森林管理プログラムの承認を行わない。

¹⁵ 聞き取り調査：Servicio Técnicos para Productores Forestales S.A (2017年10月11日)

(5) 貿易と輸送

① 樹種、量、品質の分類

森林管理プログラムのガイドラインを提供する「NOM-152」は、樹種、伐採量、管理方法について基準を定める。プログラムでは、伐採する樹種の学名、一般名、樹種別の伐採予定量の他、該当する場合には「NOM-059」で定められたリスク・カテゴリーを示さなければならない。一方で、丸太の輸送に必要な文書（Remisión forestal）では、樹種名の記載方法が統一されていない。プランテーションからの輸送や、イダルゴ州では学名が記載されるが（NEPCon, 2017）、チワワ州では、松（*Pinus spp.*）やオーク（*Quercus spp.*）のように属名だけ記載され輸送される。

② 貿易と輸送

森林基本法規定第 95 条は、丸太や板、柱などの木材を輸送するために必要な書類として以下を定める：

- 丸太輸送許可証（Remisión forestal）：森林管理プログラムまたは略式森林プランテーション管理プログラムに基づいて生産された丸太を 1 次加工場（製材所）に輸送するための許可証；
- 木材積み替え許可証（Reembarque forestal）：製材所から 1 次加工品（木材）を輸送するための許可証；
- 税関申告書と支払いに関する文書：輸入材を保税倉庫から輸送するために必要とされる（輸入品目や製品の使い道(用途)と行き先が記される）。

丸太輸送許可証（図 4.6.5）は、伐採予定木インベントリー（図 4.6.2）を基に、SEMARNAT から森林所有者に対して発行される。丸太輸送許可証には、以下の情報が示される：

- 森林管理情報：森林所有者の名前、森林管理／略式森林プランテーション管理プログラム、森林の場所等
- 許可内容：許可証番号、許可された伐採量（m³）、樹種（学名または属名）、許可証の有効期限等
- 丸太の輸送先情報：輸送先名、住所、登録コード等
- 輸送製品情報：樹種名（または属名）、輸送量（許可された輸送量からこれまでに輸送された分を差し引いた量、今回の輸送量、残りの輸送可能量）
- 輸送手段情報：所有者、輸送手段、登録番号等

図 4.6.5 丸太輸送許可証 (Remisión forestal)

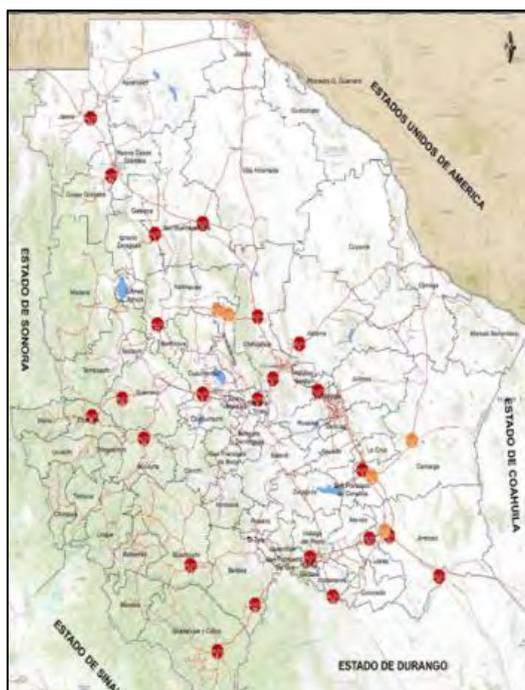
丸太輸送許可証は 2 部発行され、1 部は森林所有者が保管、もう 1 部は丸太と共に運ばれ、輸送先である製材業者等が保管する。製材所から加工した木材（板や柱）を輸送するためには、SEMARNAT が発行する木材積み替え許可証 (Reembarque forestal) (図 4.6.6) が必要となる。木材積み替え許可証には以下の情報が含まれる：

- 製材業者の情報：名前、住所、登録番号
- 許可内容：輸送許可量 (m³)
- 輸送先情報：名前、住所、登録番号等
- 輸送木材情報：木材名、樹種名 (学名または属名)、数、量 (m³)
- 輸送手段情報：所有者、輸送手段、登録番号等

木材積み替え許可証の申請には、その木材の原料となった丸太の輸送許可証の提出が必要である。木材積み替え許可証は 2 部発行され、1 部は製材業者が保管、もう一部は木材と共に運ばれ輸送先が保管する。

一般的に 1 つの木材積み替え許可証発行には、複数の丸太輸送許可証が申請に使われる。しかしながら、木材積み替え許可証には、申請に使われた丸太輸送許可証の情報が記載されない。つまり、加工された木材がどの森林管理／略式森林プランテーション管理プログラムに由来するのか追跡することはできない。ただし、製材業者は、木材積み替え許可証とその申請に使われた丸太輸送許可証を一緒に 5 年間は保管することとなっている。許可証を確認することで、製材に使われた丸太が伐採された (複数の) 森林管理／略式森林プランテーションプログラムを特定することは可能である。

また、製材所から生産されるチップや薪材を輸送するためには、木材積み替え許可証は求められない。これら製品の輸送には、インボイスが必要となる。



出典：Departamento de Control y Vigilancia de la Producción Forestal, Chihuahua (2017)

図 4.6.7 チワワ州監視所の位置



図 4.6.8 監視所（チワワ州ベルヘル市）



図 4.6.9 丸太積載量の検査（チワワ州ベルヘル市）

PROFEPA は製材所の検査を実施し、丸太輸送許可証、木材積み替え許可証、領収書等を確認する。SEMARNAT に記録された歩留まり率に基づき、PROFEPA はインプット（製材所に輸送された丸太材積量）からアウトプット（生産された木材材積量）を推定する。推定されたアウトプット量と木材積み替え許可証に記録された木材合計量に大きな違いがある場合には、PROFEPA は SEMARNAT に報告し、行政処分（丸太・木

材の押収、罰金、許可の停止、失効等）を課す権限を有す。さらに、重大な違反が見つかった場合には、司法手続き管轄する公共省（Secretariat of Public Security：SSP スペイン語略称）に報告する。

2015年にPROFEPAは、森林管理や製材所も含め、全国で3,742回の森林に関する検査を実施し、40,255m³の木材、554トンの炭を押収した。さらに106人を環境犯罪の容疑で公共省に報告した（PROFEPA, 2015）。

③外国間貿易と振替価格操作

外国間貿易と為替価格操作に関する特定の法制度はない（NEPCon 2017）。

④税関規則

税関を管轄する省庁は財務省（Secretariat of Finance and Public Credit：SHCP スペイン語略称）である。税関については、税関法（Ley Aduanera）¹⁷及びその規則（Reglamento de la Ley Aduanera）¹⁸にて規定される。

木材を輸入するためには、輸入業者はインボイス、パッケージリスト、税関申告書、原産国証明書、検疫証明書の提出が義務付けられる。さらに、SEMARNATは製材など木材製品毎に必要な検疫の規則を定める（表 4.6.7）。

表 4.6.7 木材製品輸入のための検疫手続きに関する SEMARNAT 規則

SEMARNAT 規定	対象製品
NOM-013-SEMARNAT-2010	クリスマスツリー
NOM-016-SEMARNAT-2013	製材
NOM-029-SEMARNAT-2003	竹、ラタン、つる植物を使った製品
NOM-144-SEMARNAT-2012	木材梱包資材

税関では、PROFEPAが書類の確認と実際に木材（樹種、量、害虫の有無、乾燥度、樹皮の有無等）の検査を行い、輸入許可の判断を行う¹⁹。書類の不備、情報の虚偽（樹種名、輸送量）、また実際に害虫等が見つかった場合には、輸入許可が下りない。

木材製品を輸出する際は、輸出相手国の定める事項を満たす必要があるが、国内法により、インボイス、税関委任状、パッケージリスト、原産地証明、輸出のための検疫証明、輸送書類、通関委任状（Encargo conferido）及び通関業務指示書が必要とされる。検疫証明書はSEMARNATから発行される、申請には、申請者情報、輸出木材に関する情報（一般名、学名、量、生産地、輸出先等）及び輸出先情報が求められる²⁰。取り扱う樹種がCITESまたはNOM-059に該当する場合には、検疫証明書を取得する前に、合法的に伐採されたことを示す証明書（CITES許可証等）が必要となる。

¹⁷ メキシコ税関法（Ley Aduanera）：http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/12_270117.pdf

¹⁸ メキシコ税関法規則（Reglamento de la Ley Aduanera）：

http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/regley/Reg_LAdua_200415.pdf

¹⁹ 聞き取り調査：SEMARNAT（2017年10月13日）。メキシコは米国のクリスマスツリー（生木）最大の輸入国である。また、木材梱包資材のためブラジル、チリ、ペルーから未乾燥材を輸入する。こうした生木や未乾燥材には害虫のリスクが高い。

²⁰ 輸出および再輸出のための検疫証明書申請：<https://www.gob.mx/tramites/ficha/certificado-fitosanitario-para-exportar-o-reexportar-productos-forestales/SEMARNAT452>

さらに、税関にて PROFEPA が合法証明文書と木材製品の検査を行う²¹。

⑤ CITES (ワシントン条約)

SEMARNAT の野生動物局 (Dirección General de Vida Silvestre : DGVS スペイン語略称) が CITES の管理当局、CONABIO が科学当局の役割を果たし、PROFEPA は CITES の規則が遵守されているか検査を実施する。

CITES 条約付属書で指定される樹種の輸入、輸出、再輸出に関しては、野生動物基本法規則 (Reglamento de la Ley General de Vida Silvestre)²² にて規定される。CITES で指定される樹種を輸出するためには、CONABIO が発行する野生生物種の存続に悪影響が無いことを示す無害証明 (Non-Detriment Extraction Finding) に基づき、SERFOR から CITES 許可証が発行される。税関では、PROFEPA が CITES 許可証と品目を検査する。

CITES 樹種の中では、マホガニーやセドロが高級木材として輸出される。また近年は、ダルベルギア (*Dalbergia retusa* と *Dalbergia granadillo*) の中国に向けた輸出量が増加しており、違法な輸出が指摘される²³。NEPCon (2017) によると、2012 年から 2013 年にかけてメキシコの税関で 758m³ の熱帯林木材が違法材として押収され、組織的犯罪の可能性が示唆される。

⑥ デュー・ディリジェンス/デュー・ケア

デュー・ディリジェンス/デュー・ケアに関する特定の法制度はない (NEPCon 2017)。

4.6.3 その他木材等の適正な流通の確保に関する情報

1) リスク緩和措置：森林認証制度及び CoC 認証制度

メキシコでは、森林に認証及び CoC 認証に関して、表 4.6.8 の示すよう 4 つの認証制度が運用される。その内、ATP と NMX はメキシコ政府が開発した認証制度である。

²¹ 税関での検査では、申告された木材の量と検査結果量が一致しない場合や、申告樹種と実際の樹種が異なる違反が見つかる。高級木材として輸出量が増加傾向にあるダルベルギア (*Dalbergia retusa*, *Dalbergia granadillo*) は、特に見分けることが難しい (聞き取り調査：PROFEPA 2017 年 10 月 3 日)

²² メキシコ野生動物基本法規則 (Reglamento de la Ley General de Vida Silvestre) : http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/regley/Reg_LGVS.pdf

²³ 聞き取り調査：SEMARNAT (2017 年 10 月 13 日)

表 4.6.9 メキシコで運用される森林認証制度

認証制度	タイプ	制度内容
Áuditoría Técnica Preventiva (ATP)	メキシコ国内	森林管理が森林管理プログラムに従って行われているか審査、認証する
NMX-AA-143-SCFI-2015 (NMX)	メキシコ国内	社会・環境・経済的に持続可能な森林管理が行われているか審査、認証する
FSC 森林管理認証 (FM)	国際	社会・環境・経済的に持続可能な森林管理が行われているか審査・認証する
FSC CoC 認証	国際	FSC-FM 認証材から収穫された認証材が消費者の手に届くまでの加工・流通過程を認証する

FSC-FM とメキシコ独自の森林管理認証制度（ATP と NMX）の関係について、FSC メキシコは「FSC 原則²⁴の 7 は ATP に対応、また原則の 1～6 と 9 は NMX の原則に対応する」と説明する²⁵。表 4.6.10 に NMX と FSC 森林認証の比較を示す。

表 4.6.10 NMX と FSC-FM の比較

森林認証	原則	基準	指標
NMX	9	34	120
FSC-FM	10	70	202

参照：CONAFOR (2017)

CONAFOR は、FSC を含む森林認証を取得するために補助金を提供するほか、NMX を取得した森林管理に対して、森林管理プログラムの更新手続きの簡素化や生態系サービスへの支払い (PES) 制度への参加権利など、認証取得に対するインセンティブを設けている。また、2007 年 9 月の大統領令 (Decreto Presidencial) によって、連邦政府機関は持続的に管理された森林から木材製品を調達する方針が示され²⁶、さらにミチュアカン州やキンタ・ロー州政府は認証材を自主的に購入している²⁷。認証材を促進するために、CONAFOR は国連開発計画 (UNDP) と協力し、NMX または FSC 認証を受けた森林事業者のリストを含む森林認証材カタログ (Catálogo de Productos Forestales Certificados) ²⁸を 2017 年に出版した。

メキシコでは、FSC 認証が増加傾向にあり、2016 年 4 月における FSC-FM 認証数は 61 でブラジル (110) について中南米諸国で 2 番目に多い。また、FSC-CoC 認証を取得した事業者は 144 ある。ただし、個々の森林管理面積が小さいことから、認証面積は 888,292ha であり、ブラジル (6,237,237ha)、チリ (2,300,563ha)、ウルグアイ (973,209ha)、ボリビア (890,375ha) に続く 5 位であった (FSC, 2016)。FSC 認証材の多くは、米国などに向けて輸出されるが、国内でも欧米系の企業やホテル、国内の製紙会社などが FSC 認証材の購入を行う²⁹。

²⁴ FSC の原則と基準： <https://jp.fsc.org/jp-jp/web-page-/permalink-03FSC>

²⁵ 聞き取り調査：FSC México (2017 年 10 月 14 日)

²⁶ メキシコ内務省 (SEGOB) (2007)：

http://dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5047415&fecha=23/06/2008

²⁷ 聞き取り調査：SEMARNAT 2017 年 10 月 6 日

²⁸ UNDP and CONAFOR (2017) Catálogo de Productos Forestales Certificados：

https://www.gob.mx/cms/uploads/attachment/file/213032/Catalogo_de_Productos_Forestales_Certificados.pdf

²⁹ 聞き取り調査：FSC México (2017 年 10 月 6 日)

2) その他の関連情報

メキシコの森林情報については、SEMARNANT が森林管理プログラムや森林利用許可に関する情報を管理し、CONAFOR、PROFEPA、国家統計・地理局 (Institute Nacional de Estadística y Geografía: INGI スペイン語略称) が、それぞれ森林管理に関する情報システムを開発した (表 4.6.11)。しかしながら、森林管理プログラムと利用許可に関する情報の共有や、それぞれの情報システムとの関連付けは限られている。また、国家森林レジストリーでは、森林管理プログラムの面積データなどの統計情報がエクセル形式で入手できるが、2017 年 10 月においてチワワ州やドゥランゴ州などの主要な木材生産州の最終更新年は 2008 年であり、最新の情報とはなっていない。

表 4.6.11 森林に関する情報システム

政府機関	森林に関する情報システム
CONAFOR	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 国家森林情報システム (Sistema Nacional de Información Forestal: SNIF スペイン語略称) http://187.218.230.5/ ▪ 国家森林レジストリー (Registro Naciona Forestal) http://www.cnf.gob.mx:8090/snif/portal/registro-forestal-nacional
PROFEPA	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 検証レジストリーシステム (Sistema Institucional del Registro de Verificación: SIREV スペイン語略称): http://www.profepa.gob.mx/innovaportal/v/555/1/mx/sistema_institucional_del_registro_de_verificacion_sirev.html
INGI	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 国家統計・地理情報システム (Sistema Nacional de Estadística y Geografía: SNEI スペイン語略称): http://www.beta.inegi.org.mx/temas/agriganfor/

なお、市民社会の森林情報へのアクセスと情報公開について、NGO から問題が指摘されている。森林利用許可情報 (場所や樹種、伐採量) については公開されておらず、情報を入手するには SEMARNAT に申請する必要がある。森林セクターの NGO である Reforestamos México は、2008 年から 2015 年に発行された 6,262 件の森林利用許可を入手し分析した結果、データへのアクセスに関する手続き上の課題だけでなく、許可に含まれる森林情報の不完全性について問題を指摘した (Reforestamos Mexico 2017)。

引用文献

- CONAFOR (2012) *Estrategia Nacional de Manejo Forestal Sustentable para el Incremento de la Produccion y Productividad (ENAIPROS) 2012-2018*. Comisión Nacional Forestal (CONAFOR)
- CONAFOR (2016) *FCPF Emissions Reduction Initiative (IRE) Document ER Program: Mexico*. Comisión Nacional Forestal (CONAFOR)
- CONAFOR (2017a) *Estrategía Nacional REDD+ 2017-2030*. Comisión Nacional Forestal (CONAFOR)
- CONAFOR (2017b) *México: Peerspectivas de la Industria Forestal 1er Trimestre de 2017*. Comisión Nacional Forestal (CONAFOR)

- CONANP (2017) Áreas Naturales Protegidas Decretads,
<http://www.conanp.gob.mx/regionales/>
- Corbera, E., Estrada, M., May, P., Navarro, G., Pacheco, P. (2011) Rights to Land, Forests and Carbon in REDD+: Insights from Mexico, Brazil and Costa Rica, *Forests*, 2, pp 301-342
- Departamento de Control y Vigilancia de la Producción Forestal (2017) Actividad de Inspección, Presentation at SEIF Committee Meeting on 9th October 2017, Chihuahua
- FAO (2010) *Evaluación de Los Recursos Forestales Mundiales 2010, Informe Nacional: México*, FRA2010/132. Roma; Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO)
- FAO (2012) *Evaluación del Impacto del Cobro por Derechos de Aprovechamiento de “MADERA EN Pie” y Otras Tasas (MaPoTs) sobre el Manejo Forestal: Estudio de Caso-México*, Roma; Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO)
- FAO (2015) *FRA 2015 and State of the Forestry Sector in the Region: Latin America and the Caribe Commission Twenty-Ninth Session*, FO:LACFC/2015/2. Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO)
- FSC (2016) *FSC Facts & Figures, April 11, 2016*. Forest Stewardship Council
- López, M. (2006) *La Fuerza del trabajo infantil en México*
- McDermott, C., Cashore, B., Kanowski, P. (2010) *Global Environmental Forest Policies: An International Comparison*, London: Earthscan
- Merino, L. (2001), Las políticas forestales y de conservación y sus impactos sobre las comunidades forestales, *Estudios agrarios*, 2001
- NEPCon (2017) *Timber Legality Risk Assessment Mexico Version 1.1 August 2017*. Nature Economy and People Connected (NEPCon)
- PROFEPA (2015) *Informe de Actividades 2015*. Procuraduría Federal de Protección al Ambiente (PROFEPA)
- SEMARNAT (2016) *Anuario Estadístico de la Producción Forestal 2015*. Ciudad de México; Secretaría de Medio Ambiente y Recursos Naturales (SEMARNAT)
- UNDP and CONAFOR (2017) *Catálogo de Productos Forestales Certificados*
- 石井章 2016. 『ラテンアメリカの農地改革』 耕地論業 87:26
- JOFCA 2013. 『開発途上国の森林・林業：メキシコ』 一般社団法人 海外林業コンサルタンツ協会
- 谷洋之 2013. 「メキシコにおける農地所有制度の変遷」北野浩一編『ラテンアメリカの土地制度とアグリビジネス』 調査研究報告書 アジア経済研究所

5 Web 上への既往情報の整理

5.1 概要

既往情報及び生産国において収集した情報の整理に当たっては、林野庁のウェブサイト「クリーンウッド・ナビ」の構成を想定し、生産国情報に加え、クリーンウッド法の概要やデュー・ディリジェンスの基本概念などを解説した情報も網羅し、包括的な情報が収集・確認できるように配慮した。

具体的には、以下のような項目で整理した。

- I 本サイトの目的等
- II クリーンウッド法の概要
 - 法律等
 - 基本方針
 - 合法性の確認方法
 - 参考資料
- III 国別情報
 - 日本
 - インドネシア（今年度の調査後に補足）
 - マレーシア（今年度の調査後に補足）
 - パプア・ニュー・ギニア
 - ソロモン諸島
 - ベトナム（今年度の調査後に補足）
 - ロシア（極東）
 - アメリカ
 - カナダ
 - 欧州連合（EU）
 - 中国（今年度の調査後に補足）
 - チリ
 - メキシコ（今年度の調査後に追加）
 - ペルー（今年度の調査後に追加）
 - フィリピン
 - カンボジア
 - ミャンマー
- IV その他の参考情報
 - 諸国における合法木材の流通・利用促進に係る取組み
 - 森林認証・CoC認証等
 - その他の参考情報

5.2 実施スケジュール

既往情報の整理は、林野庁のウェブサイト「クリーンウッド・ナビ」の開設及び更新のタイミングに合わせて、平成 29 年 4 月及び同年 8 月に提出できるように実施した。